【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成25年7月12日提出
【計算期間】	第10期　（自　平成24年10月16日　至　平成25年4月15日）
【ファンド名】	アムンディ・インド・インフラ株式ファンド
【発行者名】	アムンディ・ジャパン株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役　ニコラ・ソヴァーヂュ
【本店の所在の場所】	東京都千代田区内幸町一丁目2番2号
【事務連絡者氏名】	横田　陽子
【連絡場所】	東京都千代田区内幸町一丁目2番2号
【電話番号】	03-3593-5928
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】
第１【ファンドの状況】
１【ファンドの性格】
(1) 【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドは、主としてインドのインフラ関連企業の株式へ投資を行うファンドと本邦通貨表示の短期公社債等に投資するファンドに投資することにより、その実質的な運用はそれぞれの投資先ファンドが行い、中長期的な信託財産の成長を目指した運用を行います。

<ファンドの特色>

1. 主として、インドのインフラ関連企業※の株式に投資するルクセンブルク籍の「Amundi Funds エクイティ・インディア・インフラストラクチャー 」のI4クラス（米ドル建）と日本籍の「CAマネープールファンド（適格機関投資家専用）」（円建）に投資します。

※「インフラ関連企業」とは、インフラ関連事業を営む企業を指します。例えば、エネルギー、水道、運輸、通信、素材、金融などの事業に関連する企業をいいます。インフラ関連企業の株式には、ADR（米国預託証書）およびGDR（グローバル預託証書）*を含みます。

* ADR、GDRとは、それぞれAmerican Depositary Receipt（米国預託証書）、Global Depositary Receipt（グローバル預託証書）の略で、Depositary Receipt（預託証書）とは、ある国の企業の株式を当該国以外の市場で取引することを可能とするため、取引される市場の現地の法律にしたがい発行される代替証券です。主に、ADRは米国の市場で取引され、GDRは欧州の市場で取引されています。

2. 「Amundi Funds エクイティ・インディア・インフラストラクチャー」のI4クラスの組入比率を原則として90%以上に保つこととします。
3. 原則として、為替ヘッジは行いません。ファンドの基準価額は、主に円対米ドル、米ドル対インドルピーの為替相場の動きにより変動します。
4. 運用にあたっては、アムンディ・ホンコン・リミテッドの投資助言を受けます。

《アムンディ・ホンコン・リミテッド 概要》
1982年に設立され、アムンディ・グループのアジアにおける資産運用拠点として運用実績を有します。
アジア太平洋市場の専門家として米国・日本・欧州等の機関投資家、年金基金ならびに個人投資家を主要顧客とし、各種金融商品を提供しています。

3,000億円を限度として信託金を追加することができます。ただし、委託会社は、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

ファンド・オブ・ファンズ方式※1で運用します。

※1 ファンド・オブ・ファンズとは複数の投資信託証券に投資する投資信託のことをいいます。

※2 アムンディ・インド・インフラ株式ファンドは、MSCI インド 10/40*を参考指数とします。
＊MSCI Inc.が開発した株価指数です。同指数に関する著作権、その他の知的財産権はMSCI Inc.に属しております。
※3 「Amundi Funds エクイティ・インディア・インフラストラクチャー」のI4（アイフォー）クラスは、「マハラジャ・インフラ」の日本での設定にあたり新たに設定され、既存のクラスと合わせた合同運用が行われています。I4の「I」は、「Institutional Investor」の略で「機関投資家」を意味します。

◆資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

追加的記載事項

インド：高い経済成長率

インドは、近年高いGDP成長率を維持してきましたが、2011年に7%台に鈍化したあと、2012年は、3.99%となりました。インド準備銀行（中央銀行）は、2013年に入り、景気回復を目的として3回政策金利を引下げました。（2013年5月末現在）

実質国内総生産（GDP）および実質GDP成長率の推移（1990年～2018年）

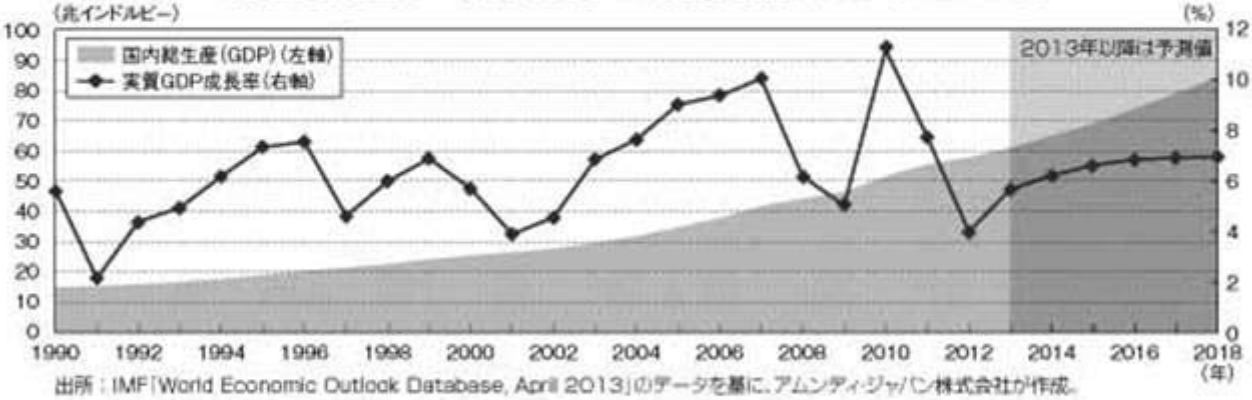

出所：IMF「World Economic Outlook Database, April 2013」のデータを基に、アムンディ・ジャパン株式会社が作成。

インド：経済成長の3つの源泉

高い経済成長を支える源泉は①「豊富な人口」、②「所得の向上」、③「インフラ投資」の3つです。マハラジャ・インフラは「インフラ投資」に注目をして投資を行うファンドです。

①豊富な人口

インドの人口は約12億人で世界第2位の規模です。25歳未満の若年層が厚く、今後も豊富な労働力と消費の拡大が期待されます。

インドの人口構成比率 2014年（予想）

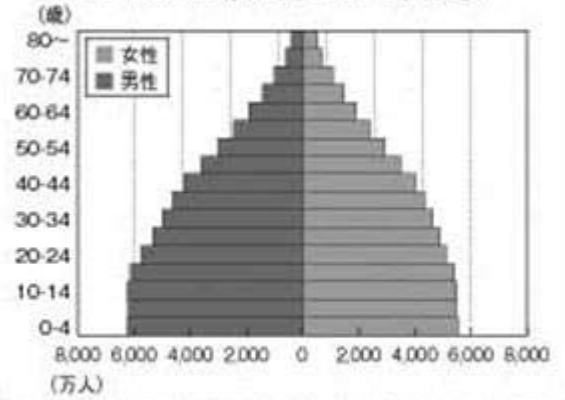

出所：US Census Bureau「International Data Base」のデータを基に、アムンディ・ジャパン株式会社が作成。

②所得の向上

所得水準の上昇とともに高い購買意欲を有する中間所得層が増加しています。しかし、その平均的な所得水準は先進国に比べると低く（日本の1人当たりGNI※（2011年）は約48,084米ドル）、今後もさらなる拡大が期待されます。

インドの1人当たりGNI推移（2000年～2011年）

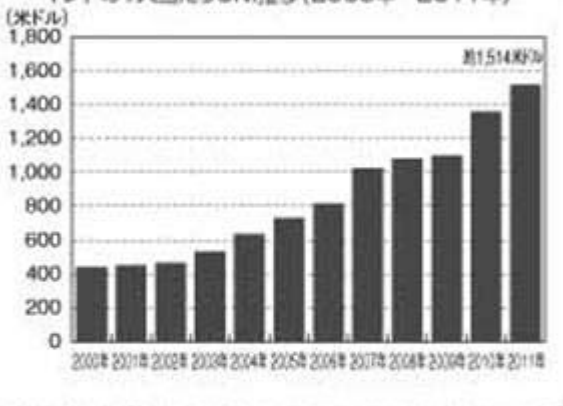

出所：国際連合「National Accounts Main Aggregates Database」のデータを基に、アムンディ・ジャパン株式会社が作成。
※GNI（Gross National Income）とは国民総所得のことで、国の豊かさを測る指標で居住者が国内外から1年間に得た所得の合計です。1人当たりGNIとは、GNIを人口で割ったものです（1人当たりGNI＝GNI÷人口）。

＊上記は過去の実績であり、今後のインドの成長性やファンドの将来の運用成果等を示唆・保証するものではありません。
＊上記内容は作成時点のものであり、今後予告なく変更されることがあります。
＊当社が信頼性が高いとみなす情報に基づいて作成しておりますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。

追加的記載事項

③インフラ投資

インフラとは?　インフラストラクチャー(英語：Infrastructure)の略で社会的経済基盤と社会的生産基盤を形成するものの総称です。道路、橋梁、港湾、鉄道、通信情報施設、上下水道、公共施設などが含まれます。

さらなる整備が求められるインフラ

近年、高い経済成長を実現しているインドですが、道路、電力、水道、ガス、鉄道などの様々な分野においてインフラ整備が遅れています。

道路

インドの幹線道路(国道)は、総計79,243kmと国内全体道路網の約2%にすぎませんが、道路交通量の40%を占める状況です。交通量の拡大や道路舗装の向上を図るために、幹線道路(国道)を整備することは重要課題です。

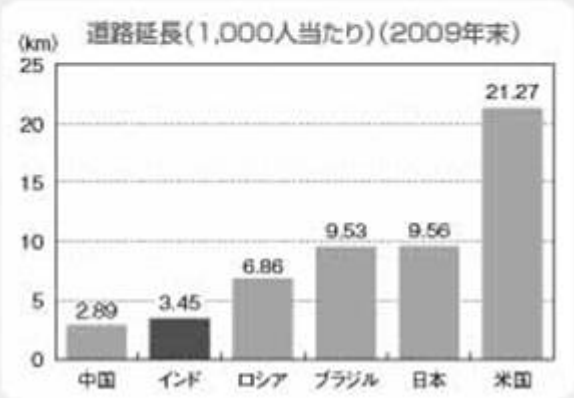

出所：世界国勢図会2012/13のデータを基に、アムンディ・ジャパン株式会社が作成。
*インドは2008年、ブラジルは2004年、日本は2010年のデータを使用。

電力

IT産業において大きな注目を集めているインドですが、工業化に遅れが出ています。今後の工業化の進展には、不足している電力等のエネルギー供給力の向上が必要不可欠です。

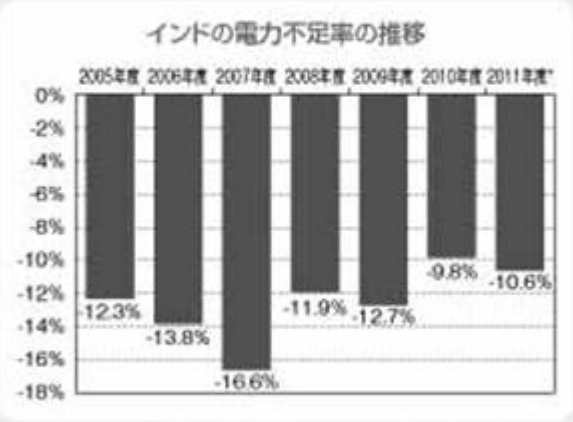

出所：インド電力省(アニュアル・レポート2011/12)のデータを基に、アムンディ・ジャパン株式会社が作成。
*2011年度は11月までのデータ(推計値)。

都市整備

インドの固定電話および携帯電話の普及率は日米や他のBRICs諸国（ブラジル、ロシア、中国)と比較してまだ低い水準にとどまっていますが、農村部の電話回線の整備を行うことで、普及率が上昇すると予想されています。

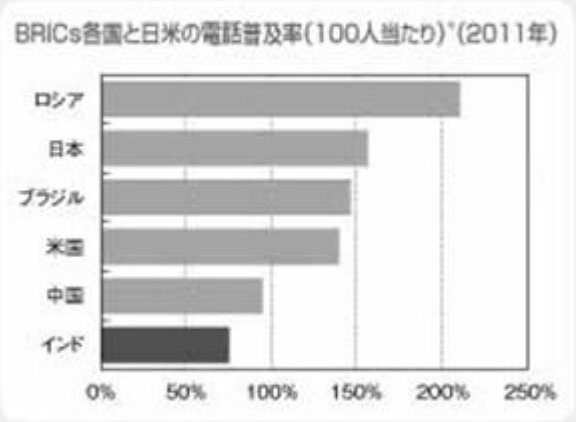

出所：世界銀行のデータを基に、アムンディ・ジャパン株式会社が作成。
*固定電話と携帯電話の普及率。

*上記は過去の実績であり、今後のインドの成長性やファンドの将来の運用成果等を示唆・保証するものではありません。
*上記内容は作成時点のものであり、今後予告なく変更されることがあります。
*当社が信頼性が高いとみなす情報に基づいて作成しておりますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。

追加的記載事項

大規模なインフラ投資計画

2012年より、中期目標計画である第12次5ヵ年計画(2012年-2017年)が始まりました。第12次5ヵ年計画におけるGDP成長率が9.0%とした場合の5年間のインフラ投資額は、第11次5ヵ年計画より多い、約41兆インドルピーが費やされる予定です。

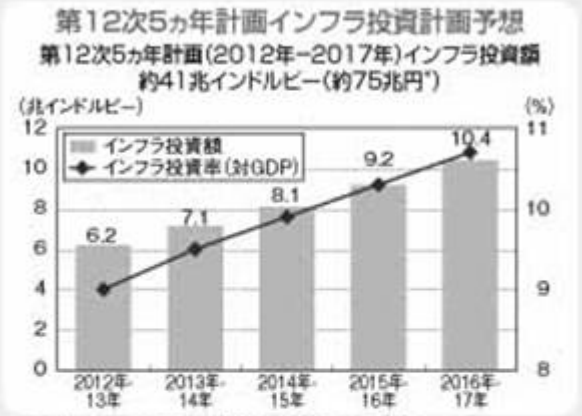

*1インドルピー=1.82円で換算(2013年4月末現在)
出所：インド計画委員会「Investment in Infrastructure during the Eleventh Five Year Plan」(2011年1月更新版)のデータを基に、アムンディ・ジャパン株式会社が作成。

インド・インフラ プロジェクト計画

第12次5ヵ年計画期間中に、国の南北及び東西につなぐ高速道路プロジェクトに約1,200億米ドルの予算を計上すると発表されています。
・主要都市を十字に結ぶNSEW(ノース・サウス・イースト・ウェスト)：全長約7,300kmのうち6,134km完成*

*出所:インド国営ハイウェイ社(2013年3月末現在)

都市人口の増加が予測され、今後20年間で60兆インドルピーの投資が必要とされており、大都市・観光都市向けにジャワハルラール・ネルー国家都市再生ミッション(JNNURM)、中小都市向け都市インフラ開発計画(UIDSSMT)や上下水道等に関する政策など様々な分野に及ぶ都市計画が引き続き行われる予定です。

第11次5ヵ年計画では、約5万MWの発電容量の増強しか実現できませんでしたが、第12次5ヵ年計画においては、10万MWの増強を目指しています。

引き続き急増する貨物輸送需要に対応するため、総延長2,800kmの貨物専用鉄道(西回廊(デリー・ムンバイ間)及び東回廊(デリー・コルカタ間))を建設する貨物専用鉄道建設計画をはじめ、鉄道システムの近代化も進められる予定です。

第11次5ヵ年計画において、港湾の貨物取扱い能力は増強されました。しかし、大きな貨物の取扱いには遅しておらず、第12次5ヵ年計画ではこの問題の緩和・解消が早急に求められています。港湾接続道路・鉄道の整備を行い、引続き貨物取扱い能力を強化していく予定です。

出所：インド計画委員会

*上記は過去の実績であり、今後のインドの成長性やファンドの将来の運用成果等を示唆・保証するものではありません。
*上記内容は作成時点のものであり、今後予告なく変更されることがあります。
*当社が信頼性が高いとみなす情報に基づいて作成しておりますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。

追加的記載事項

〈ご参考〉
インド株式市場の概要（2013年4月末現在）

主な市場:BSE（旧ボンベイ証券取引所）※1
ナショナル証券取引所
この他に約20の証券取引所が存在します。

※1 BSEは、1875年に設立されたアジアで最初の証券取引所です（東京証券取引所の設立は1878年）。
※2 時価総額は、1インドルピー＝1.82円（2013年4月末現在）で円換算しています。
※3 外国会社を除く。
出所：BSE、東京証券取引所およびブルームバーグのデータを基に、アムンディ・ジャパン株式会社が作成。

2013年4月末現在

	BSE（旧ボンベイ証券取引所）	〈ご参考〉東京証券取引所第一部市場
上場銘柄数	5,224銘柄	1,712銘柄※3
時価総額	約124兆円※2	約404兆円※3

※S&P/BSE SENSEX インド指数は、時価総額加重平均指数で、1978－1979年の時価総額を100として算出されます。構成銘柄は業種を代表する企業であるか否か、流動性、取引規模等を勘案し選定されます。

出所:ブルームバーグのデータを基に、アムンディ・ジャパン株式会社が作成。

出所:ブルームバーグのデータを基に、アムンディ・ジャパン株式会社が作成。

＊上記は過去の実績であり、今後のインドの成長性やファンドの将来の運用成果等を示唆・保証するものではありません。
＊上記内容は作成時点のものであり、今後予告なく変更されることがあります。
＊当社が信頼性が高いとみなす情報に基づいて作成しておりますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。

〔ファンドの商品分類〕

ファンドは、追加型投信／海外／株式に属しています。

○商品分類表

単位型／追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型投信 追加型投信	国　内 海　外 内　外	株　式 債　券 不動産投信 その他資産（　） 資産複合

○属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性（　） 不動産投信 その他資産※（投資信託証券（株式一般）） 資産複合（　） 資産配分固定型 資産配分変更型	年1回 年2回 年4回 年6回（隔月） 年12回（毎月） 日々 その他（　）	グローバル 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東（中東） エマージング	ファミリーファンド ファンド・オブ・ファンズ	あり（　）

（注）ファンドが該当する商品分類・属性区分を網掛け表示しています。
＊属性区分に記載している「為替ヘッジ」は対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

○商品分類の定義

・単位型／追加型
　「追加型投信」…一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

・投資対象地域
　「海外」……目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

・投資対象資産（収益の源泉）
　「株式」……目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

○属性区分の定義

・投資対象資産
　「その他資産（投資信託証券（株式一般））」…目論見書または投資信託約款において、組入れている資産が主として投資信託証券であり、実質的に株式一般を投資対象とするものをいいます。

・決算頻度

「年2回」…目論見書または投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいいます。

・投資対象地域

「アジア」…目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

・投資形態

「ファンド・オブ・ファンズ」…「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。

・為替ヘッジ

「為替ヘッジなし」…目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

※ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ方式で運用されます。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券（株式一般））） と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（株式）とが異なります。

*前記は、一般社団法人投資信託協会「商品分類に関する指針」に基づき記載しております。商品分類・属性区分の全体的な定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（http://www.toushin.or.jp/）をご参照ください。

(2) 【ファンドの沿革】

平成20年3月28日 信託契約締結、ファンドの設定・運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

① ファンドの仕組み

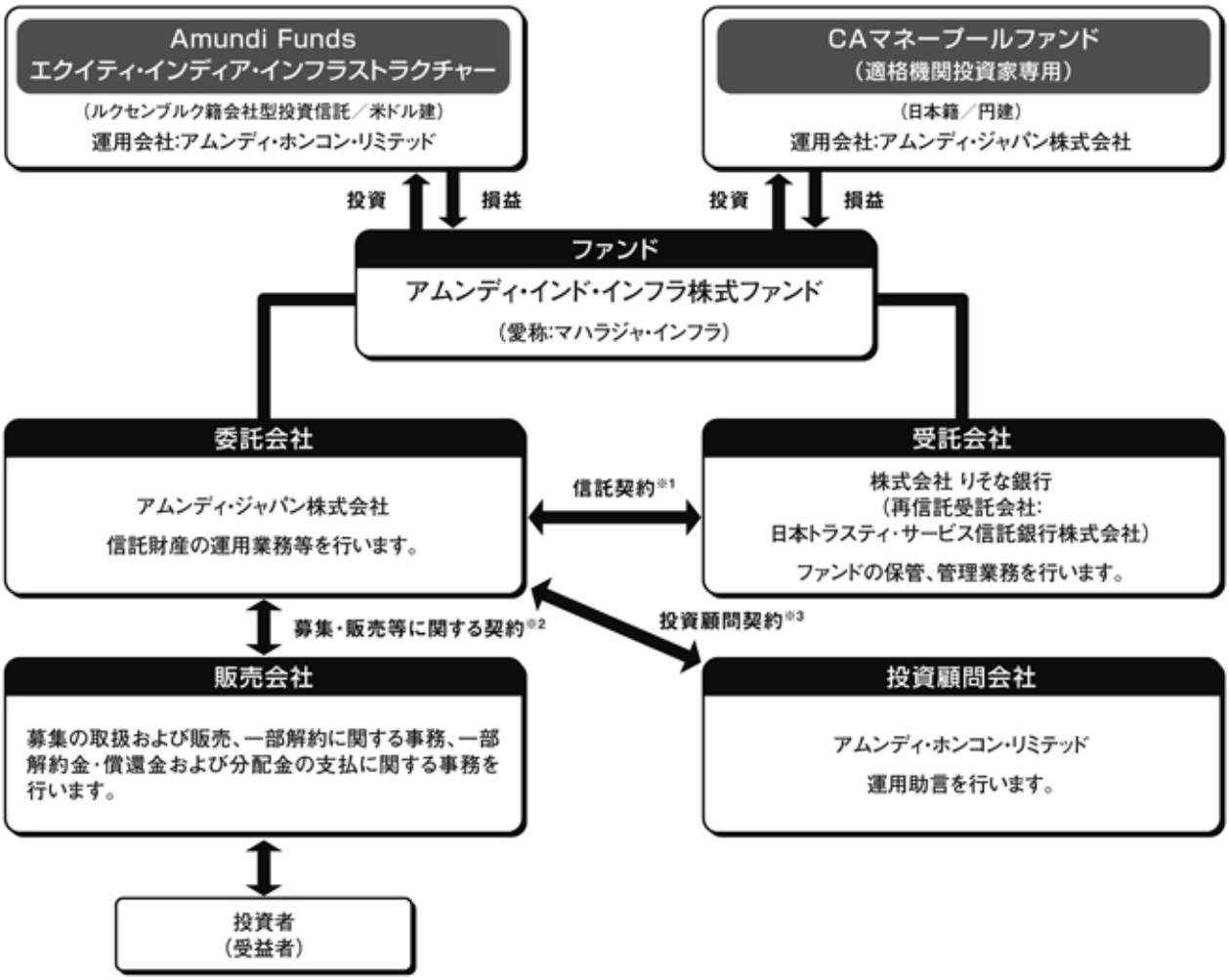

※1 信託契約

委託会社と受託会社との間において「信託契約（投資信託約款）」を締結しており、委託会社および受託会社の業務、受益者の権利、受益権、投資信託財産の運用・評価・管理、収益の分配、信託の期間・償還等を規定しています。

※2 募集・販売等に関する契約

委託会社と販売会社との間において締結しており、販売会社が行う募集・販売等の取扱、収益分配金および償還金の支払、解約の取扱等を規定しています。

※3 投資顧問契約

委託会社と投資顧問会社との間において「投資顧問契約」を締結しており、委託会社が投資顧問会社から運用助言を受けるにあたり当該業務の内容等を規定しています。

② 委託会社の概況

名 称 等	アムンディ・ジャパン株式会社 （金融商品取引業者 登録番号 関東財務局長（金商）第350号）			
資本金の額	12億円			
会社の沿革	昭和46年11月22日	山一投資カウンセリング株式会社設立		
	昭和55年 1月 4日	山一投資カウンセリング株式会社から山一投資顧問株式会社へ社名変更		
	平成10年 1月28日	ソシエテ ジェネラル投資顧問株式会社（現アムンディ・ジャパンホールディング株式会社）が主要株主となる		
	平成10年 4月 1日	山一投資顧問株式会社からエスジー山一アセットマネジメント株式会社へ社名変更		
	平成10年11月30日	証券投資信託委託会社の免許取得		
	平成16年 8月 1日	りそなアセットマネジメント株式会社と合併し、ソシエテ ジェネラルアセットマネジメント株式会社へ社名変更		
	平成19年 9月30日	金融商品取引法の施行に伴い同法の規定に基づく金融商品取引業者の登録を行う		
	平成22年 7月 1日	クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社と合併し、アムンディ・ジャパン株式会社へ社名変更		
大 株 主 の 状 況	名 称	住 所	所 有 株 式 数	比 率
	アムンディ・ジャパンホールディング株式会社	東京都千代田区内幸町一丁目2番2号	2,400,000株	100%

（本書作成日現在）

《アムンディ概要》
アムンディは、運用資産規模で7,274億ユーロ(約83兆円、1ユーロ114.71円で換算。2012年12月末現在)を超え、欧州第2位※、世界ではトップ・テン※に入るグローバルプレーヤーの運用会社です。世界30ヵ国以上の主要な投資地域の中心に拠点を持ち、すべてのアセットクラスや主要通貨を網羅する広範囲な運用商品を提供しています。
アムンディは、世界中の1億人以上の個人投資家のお客様のニーズに応えるべく、貯蓄・投資手段の提供に力を注いでいます。また、機関投資家のお客様については、個別の要望やリスク許容度に応じた、革新的で良好なパフォーマンスを生み出すような商品を開発、提供しています。

※ インベストメント・ペンション・ヨーロッパによるトップ400社調査（2012年6月版（数値は2011年12月末現在））

2【投資方針】

(1)【投資方針】

ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ方式で運用することを基本とします。主として、インドの株式※へ投資するルクセンブルク籍の「Amundi Funds エクイティ・インディア・インフラストラクチャー」のI4クラス（米ドル建）と、主に本邦通貨表示の短期公社債等に投資する日本籍の「CAマネープールファンド（適格機関投資家専用）」（円建）に投資することにより、その実質的な運用はそれぞれの投資先ファンドが行い、中長期的な信託財産の成長を目指して運用を行うことを基本方針とします。
なお、CP、CD、預金、指定金銭信託、コール・ローンおよび手形割引市場において売買される手形に直接投資することがあります。
※ ADR（米国預託証書）およびGDR（グローバル預託証書）を含みます。

① 主として、インドの株式に投資するルクセンブルク籍の「Amundi Funds エクイティ・インディア・インフラストラクチャー」のI4クラス（米ドル建）と日本籍の「CAマネープールファンド（適格機関投資家専用）」（円建）に投資します。
② インドの株式に投資する投資信託証券（「Amundi Funds エクイティ・インディア・インフラストラクチャー」のI4クラス（米ドル建））の組入比率は、原則として、90%以上とすることを基本とします。また、ファンド全体における投資信託証券の組入比率は、原則として高位を維持することとします。
③ 原則として、為替ヘッジは行いません。
④ 組入投資信託証券は、委託会社の判断により、適宜見直しを行います。この場合において、組入対象とされていた投資信託証券は、変更されることがあります。
⑤ 資金動向、市況動向等の急変により前記の運用が困難となった場合、暫定的に前記と異なる運用を行う場合があります。
⑥ 運用にあたっては、アムンディ・ホンコン・リミテッドの投資助言を受けます。

投資対象ファンドの選定方針

ファンドは、アムンディ・グループの中で運用されるインドのインフラ関連株式へ投資するファンドとマネーファンドを選定します。

選定にあたっては、下記の点を選定のポイントとします。

1. 投資対象ファンドの運用目的・運用方針がファンドの運用目的・運用方針に合致していること。
2. 投資対象ファンドにおいて運用体制およびプロセス・リスク管理・情報開示が明確および適切に行われていること。
3. 投資対象ファンドまたはその運用者がその投資対象資産における運用において必要な運用実績があること。
4. ファンドが投資対象ファンドを売買する場合、その決済が適切に行われること。

◆主要投資対象とするファンドの概要◆

『Amundi Funds エクイティ・インディア・インフラストラクチャー』

（ルクセンブルク籍会社型投資信託）（米ドル建）

設定日　：2007年12月4日
ベンチマーク：MSCI インド 10/40
純資産　：約32.2百万米ドル（約31.6億円(1米ドル＝97.92円で円換算)、2013年4月30日現在）
信託報酬：年率0.85% 以内（I4クラス）
[内訳]運用会社：年率0.45%、保管銀行業務および管理事務（監査等）：年率0.40%以内
運用会社：アムンディ・ホンコン・リミテッド

＊「Amundi Funds エクイティ・インディア・インフラストラクチャー」のI4（アイフォー）クラスは、「マハラジャ・インフラ」の日本での設定にあたり新たに設定され、既存のクラスと合わせた合同運用が行われています。I4の「I」は、「Institutional Investor」の略で「機関投資家」を意味します。

《ファンドの特徴》

・インドのインフラ関連企業の株式を中心に運用します。
・銘柄選択に重点をおいたボトムアップ・アプローチによるアクティブ運用を行います。
・入念な企業分析や独自の調査が、付加価値を生み出します。ファンドマネージャーは、投資先企業の利益成長の潜在能力や投資先企業が利益成長を達成しうる経営陣の資質、財務内容を備えているかなどを検討します。

《ファンドの運用プロセス》

・インド株式運用における運用哲学は「アセット・アロケーション・オーバーレイを加味した銘柄選択」です。
・綿密なリサーチおよび分析に基づく銘柄選択と、緊密なチーム・ワークと全運用スタッフの相互作用が一体となって成長性を重視したボトムアップ・アプローチによる投資を実行しています。

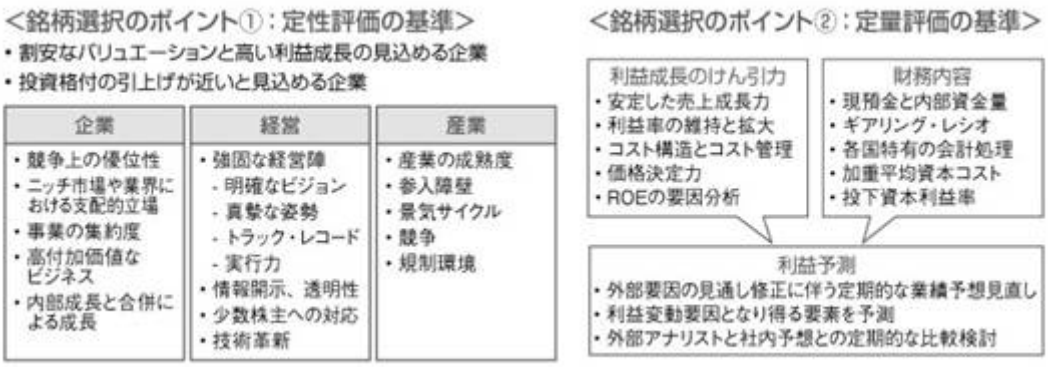

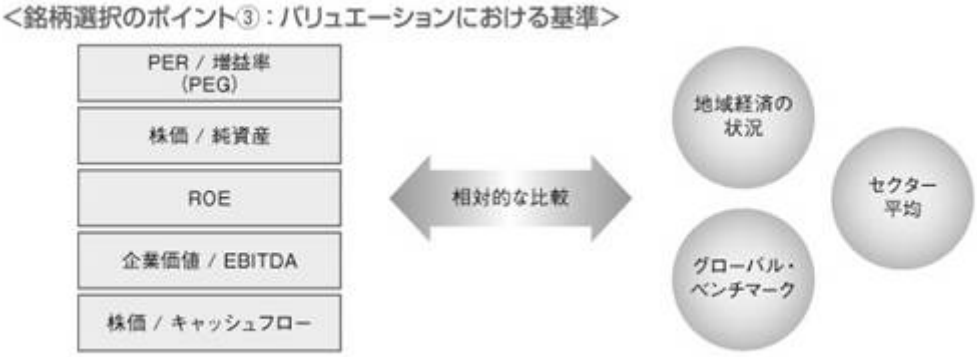

『CAマネープールファンド（適格機関投資家専用）』
（日本籍契約型投資信託）（円建）
設定日：2007年11月7日
純資産：約23億円（2013年4月30日現在）
信託報酬：年率0.3675%（税抜0.35%）以内
運用会社：アムンディ・ジャパン株式会社

《ファンドの特徴》
主として本邦通貨表示の短期公社債に投資し、安定した収益の確保を目指して運用を行うとともに、あわせてコール・ローンなどで運用を行うことで流動性の確保を図ります。

◆資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(2) 【投資対象】
① 投資対象資産の種類
この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。
1）次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ）
イ．有価証券
ロ．金銭債権
ハ．約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます）
2）次に掲げる特定資産以外の資産
為替手形
② 有価証券の指図範囲

委託会社は、主として「Amundi Funds エクイティ・インディア・インフラストラクチャー」のI4クラスおよび「CAマネープールファンド（適格機関投資家専用）」の投資信託証券のほか、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。本邦通貨表示のものに限ります）に投資することを指図します。

1）コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

2）外国または外国の者の発行する証券または証書で、1）の証券または証書の性質を有するもの

3）指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第１項第14号で定める受益証券発行信託に限ります）

③ 金融商品の指図範囲

委託会社は、信託金を、前記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます)により運用することを指図することができます。

1）預金

2）指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます）

3）コール・ローン

4）手形割引市場において売買される手形

④ 金融商品による運用の特例

前記②にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、前記③の１）から４）までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(3) 【運用体制】

委託会社の運用体制は、運用本部所属のファンド・マネージャーがファンドの運用指図を行う体制となります。

ファンドの運用体制は以下の通りとなっております。

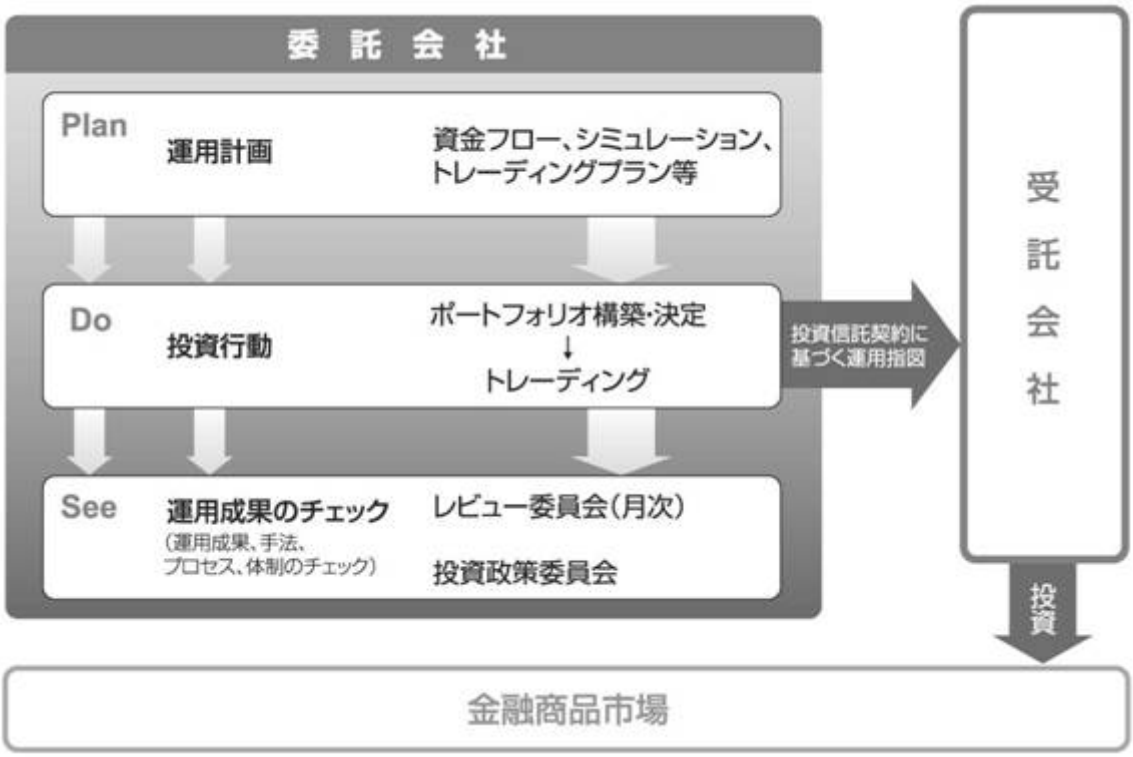

＊委託会社の運用成果のチェック・・レビュー委員会（7名以上）、投資政策委員会（3名以上）

ファンドの運用を行うに当たっての社内規定

・コンプライアンス・マニュアル
・服務規程
・リスク管理基本規程
・デリバティブ取引に関するリスク管理規則
・運用にかかる各種マニュアル

関係法人に関する管理体制
受託会社・・・・年1回以上、ミーティングまたは内部統制報告書に基づくレビューを実施

ファンドの運用体制等は本書作成日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(4) 【分配方針】

① 収益分配方針

ファンドは、毎決算時(毎年4月15日および10月15日。休業日の場合は翌営業日とします)に、原則として次の方針により分配を行います。

1) 分配対象収益の範囲

分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当収入と売買益(評価益を含みます)等の全額とします。

2) 分配対象収益についての分配方針

分配金額は、委託会社が基準価額水準および市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益額が少額の場合には分配を行わないこともあります。したがって、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

3) 留保益の運用方針

留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運

用を行います。

② 収益の分配

１）信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

(ⅰ)配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金に充てるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。

(ⅱ)売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配に充てるため、分配準備積立金として積立てることができます。

(ⅲ)収益分配金にかかる収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

(ⅳ)収益調整金は、所得税法施行令第27条の規定によるもの（追加型証券投資信託の収益分配のうち非課税とされるもの）とし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、受益者毎の信託時の受益権の価額等とは、原則として、受益者毎の個別元本をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

２）毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

③ 収益分配金の支払

１）収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払以前のために販売会社名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします）に、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日からお支払いします（原則として決算日(休日の場合は翌営業日)から起算して5営業日までにお支払いを開始します）。

２）前記１）の規定にかかわらず、別に定める契約（自動けいぞく投資契約）に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行います。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

３）前記１）に規定する収益分配金の支払は、販売会社の営業所等において行うものとします。

４）受益者が、収益分配金について前記１）に規定する支払開始日から5年間その支払を請求しないときはその権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

(5) 【投資制限】

① ファンドの信託約款で定める投資制限

１）投資信託証券以外への投資は、信託約款の範囲内で行います。

２）株式への投資制限
株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます）への直接投資は行いません。
３）外貨建資産への投資制限
外貨建資産（外貨建資産を組入可能な投資信託証券を含みます）の投資割合には制限を設けません。
４）同一銘柄の投資信託証券への投資制限
原則として実質的に複数のファンドに投資し、かつ1ファンドへの投資割合は純資産総額の50%を超えないものとします。ただし、信託約款若しくは定款等において、ファンド・オブ・ファンズにのみ取得される（販売会社および運用会社が一時取得する場合を含みます）ファンドであることが記載されているファンドを組入れる場合には50%以上の取得ができるものとします。
５）特別の場合の外貨建有価証券への投資制限
外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。
６）外国為替予約取引の指図および範囲
委託会社は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。
７）資金の借入れの制限
(a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
(b) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間若しくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。
(c) 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
(d) 借入金の利息は信託財産中より支弁します。
８）受託者による資金の立替え
(a) 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託会社の申出があるときは、受託会社は資金の立替えをすることができます。
(b) 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等、投資信託証券の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託会社がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。
(c) 立替金の決済および利息については、受託会社と委託会社との協議によりそのつど別にこれを定めます。

３【投資リスク】

(1) 基準価額の変動要因

ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、主として外国株式など値動きのある有価証券（外貨建資産には為替変動リスクがあります）に実質的に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本が保証されているものではありません。ファンドの基準価額の下落により、損失を被り投資元本を割込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者に帰属します。なお、投資信託は預貯金とは異なります。

① 価格変動リスク

ファンドの主要投資対象である「Amundi Funds エクイティ・インディア・インフラストラクチャー」は、主にインドの株式に投資を行います。株式の価格はその発行体（企業）の財務状況、一般的な経済状況や金利、証券の市場感応度の変化等により変動します。またファンドは、インフラ関連企業の株式を中心に投資しますので、投資セクターが制限されることにより、通常のインド株式投資以上に価格の変動性が大きくなる可能性もあります。したがって、実質的に組入れられた株式の価格が下落した場合には、ファンドの基準価額が下落し、損失を被り投資元本を割込むことがあります。

② インド株式への投資に関するリスク（カントリーリスク）

ファンドの主要投資対象である「Amundi Funds エクイティ・インディア・インフラストラクチャー」は、主にインドの株式を投資対象としていますが、一般に、インド等先進国以外の国の証券市場は、欧米等の先進国に比べて市場規模や取引量が小さく流動性が低いと考えられます。そのためインフレ、国際収支、外貨準備高等の悪化、また政治不安や社会不安あるいは他国との外交関係の悪化などが株式市場や為替市場に及ぼす影響は、先進国以上に大きくなることが予想されます。また、当該国の政変、経済事情の変化等により市場が混乱した場合や、政府当局により有価証券取引に対して新たな規制が導入された場合等には、証券市場が大きな影響を受け、ファンドの基準価額も大きく変動する可能性があり、損失を被り投資元本を割込むことがあります。

③ 為替変動リスク

ファンドは、円建で基準価額が表示される国内投信ですが、主要投資対象であるルクセンブルク籍の投資信託証券は外貨建であり、原則として為替ヘッジを行いません。したがって、ファンドの基準価額は主に円対米ドル、米ドル対インドルピーの為替相場の動きにより変動します。円高になった場合、投資する外貨建資産の円貨建価値が下落しファンドの基準価額が下落する要因となり、損失を被り投資元本を割込むことがあります。

④ 信用リスク

・ファンドが実質的に投資する有価証券について、発行体(企業)の財政状況および一般的な経済状況または経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化を含む信用状況等の悪化は価格下落の要因のひとつであり、ファンドの基準価額の下落要因となります。

・株式の発行体（企業）が破産した場合、ファンドが投資対象とする投資信託証券の資金を回収することは困難となることがあります。この場合、ファンドの基準価額が下落し、損失を被り投資元本を割込むことがあります。

⑤ 流動性リスク

一般に、市場規模や取引量が小さい組入銘柄を売却する際に市場実勢から期待される価格で売買できず、不測の損失を被るリスクがあります。

ファンドが大量の換金を受けた場合には、ファンドの実質組入対象とするインド株式を売却することとなります。一般にインド等の先進国以外の国の証券市場は欧米等の先進国に比べ、市場規模や取引量が小さく流動性が低いと考えられることから一度に多量の売却を行った場合

には、期待される価格で売却できない可能性があり、売却損が発生することがあります。この場合、ファンドの基準価額が下落し、損失を被り投資元本を割込むことがあります。

◆基準価額の変動要因（投資リスク）は前記に限定されるものではありません。

(2) その他の留意点

① ファンドの繰上償還

ファンドの受益権の残存口数が10億口を下回った場合等には、信託を終了させることがあります。

② 収益分配金に関する留意点

分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

③ 規制の変更に関する留意点

・ファンドの運用に関連する国または地域の法令、税制および会計基準等は今後変更される可能性があります。

・将来規制が変更された場合、ファンドは重大な不利益を被る可能性があります。

④ その他の留意点

・前記以外にも、実質組入有価証券の売買委託手数料、信託報酬、監査費用の負担およびこれらに対する消費税等の負担による負の影響が存在します。

・証券市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化若しくは政策の変更等の諸事情により閉鎖されることや不測の事態に陥ることがあります。この場合、ファンドの運用が影響を被って基準価額が下落することがあり、その結果、投資元本を下回る可能性があります。基準価額の正確性に合理的な疑いがあると判断した場合、委託会社は途中換金の受付を一時的に中止することがあります。

・投資環境の変化などにより、継続申込期間の更新を行わないことや、お申込みの受付を停止することがあります。また、信託約款上の追加信託金の限度額（3,000億円）に係わらずファンド・マネージャーが投資先の株式市場の時価総額等に鑑み運用可能上限額に達したと判断した場合も、一時的に申込の受付を停止することがあります。この場合、新たにファンドを購入できなくなります。

(3) 投資信託と預金および預金等保護制度との関係について

・投資信託は、金融機関の預金とは異なります。

・投資信託は、預金保険の対象および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関を通じてご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の保護の対象ではありません。

(4) 投資信託についての一般的な留意事項

投資信託は、その商品の性格から次の特徴をご理解のうえご購入くださいますようお願い申し

上げます。

・投資信託の設定・運用は投資信託委託会社が行います（証券会社・登録金融機関は販売の窓口となります）。
・投資信託は値動きのある証券（外貨建資産には為替変動リスクがあります）に投資するため、投資元本および分配金が保証された商品ではありません。
・投資した資産の価値の減少を含むリスクは、投資信託をご購入のお客さまが負うことになります。
・投資信託のご購入時にはお申込手数料、保有期間中は信託報酬およびその他の費用等がかかります。
・投資信託のお申込みに関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

(5) リスク管理体制

委託会社では、以下のように2段階でリスクのモニタリングおよび管理を行います。

・ 運用パフォーマンスの評価・分析

リスクマネジメント部が運用リスク全般の状況をモニタリングするとともに、運用パフォーマンスの分析および評価を行い、定期的にリスク委員会に報告します。

・ 運用リスクの管理

リスクマネジメント部が法令諸規則および運用ガイドライン等の遵守状況のモニタリングを行い、運用状況を検証および管理し、定期的にリスク委員会に報告します。また、コンプライアンス部は運用に関連する社内規程、関連法規の遵守にかかる管理を行っており、重大なコンプライアンス事案については、コンプライアンス委員会で審議が行われ必要な方策を講じます。

前述のリスク管理過程について、グループ監査および内部監査部門が事後チェックを行います。
ファンドのリスク管理体制等は本書作成日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、販売会社が独自に定める料率を乗じて得た金額とします。本書作成日現在の料率上限は3.15%（税抜3.0%）です。ただし、収益分配金再投資の際は、無手数料となります。申込手数料については、販売会社によって異なりますので、お申込みの販売会社にお問合せください。

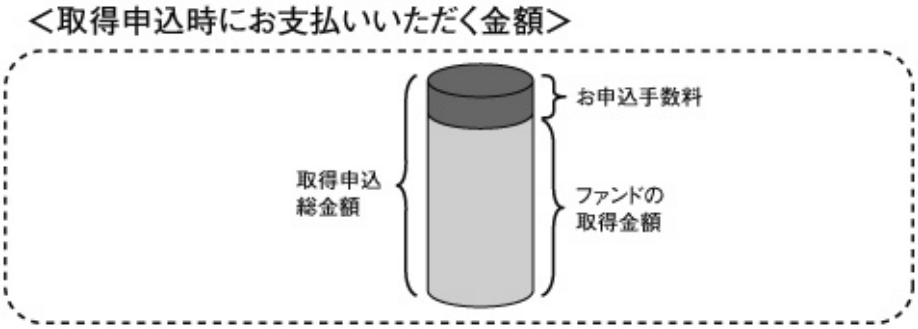

(2) 【換金（解約）手数料】

換金（解約）手数料はかかりません。

(3) 【信託報酬等】

ファンドから支払われる費用は、後記の通りです。

時期	信託報酬		
毎日	信託報酬の総額	信託財産の純資産総額に対し、 年率1.26%以内（税抜1.20%以内）を乗じて得た金額 平成25年4月30日現在、年率1.2075%（税抜1.15%）	
	信託報酬の配分	委託会社	年率0.4725%以内（税抜0.45%以内）※ 平成25年4月30日現在、年率0.42%（税抜0.40%）
		販売会社	年率0.735%（税抜0.70%）
		受託会社	年率0.0525%（税抜0.05%）

※ 投資顧問会社への報酬は、委託会社の信託報酬から定額（半年毎：100万円）が支払われます。

信託報酬は、毎計算期間末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。
委託会社は、受託会社の同意のうえ、前記に規定する率以内で信託報酬率を変更することができます。
なお、ファンドは、主として投資信託証券に投資するファンド・オブ・ファンズです。
前記信託報酬の他に、投資対象となる組入投資信託証券ごとに信託報酬がかかります。

組入投資信託証券とその信託報酬は次の通りです。

ファンドが投資対象とする投資信託証券	信託報酬
「Amundi Funds エクイティ・インディア・インフラストラクチャー」I4クラス（ルクセンブルク籍）	年率0.85%以内 ※ [内訳]運用会社：年率0.45%、保管銀行業務および管理事務（監査等）：年率0.40%以内
「CAマネープールファンド（適格機関投資家専用）」（日本籍）	各月毎に決定するものとし、前月の最終営業日の翌日から当月の最終営業日までの信託報酬率は、各月の前月の最終5営業日における無担保コール翌日物レートの平均値に0.315（税抜0.3）を乗じて得た率（以下「当該率」といいます）とします。ただし、当該率が0.35%以下の場合は当該率（当該率が、委託会社が任意に定める率以下の場合は、任意に定める率とします。ただし、任意に定める率は0.0525%（税抜0.05%）以下とします）とし、当該率が0.35%を超える場合は年0.3675%（税抜0.35%）の率とします。

※ 日本国外においてかかる費用（日本籍以外の組入投資信託証券の信託報酬）に関しては、消費税等が課されません。

実質的な信託報酬等

ファンドの信託報酬にファンドが投資対象とする投資信託証券の信託報酬等を加えた、受益者が負担する実質的な信託報酬は概算値で以下の通りです。ただし、この値はあくまでも実質的な信託報酬率の目安であり、ファンドの実際の投資信託証券の組入状況によっては、実質的な信託報酬率は変動します。

受益者の方に ご負担いただく 実質的な信託報酬（税込）		「アムンディ・インド・インフラ株式ファンド」 信託報酬(税込)		組入投資信託証券 信託報酬
①上限※1　年率 2.11% ②平成25年4月30日現在 年率 約2.0481%※2　（概算値）	＝	①約款で定める上限 年率 1.26% ②平成25年4月30日現在 年率 1.2075%	＋	上限 年率0.85%

※1 ファンドの「①約款で定める信託報酬の上限 年率1.26%」に、組入投資信託証券のうち信託報酬が最大のもの（年率0.85%）を加算しております。

※2 平成25年4月30日現在の組入投資信託証券の各組入比率を考慮して算出しております。

(4) 【その他の手数料等】

① 資金の借入れにかかる借入金の利息

信託財産において一部解約に伴う支払資金の手当て、再投資に係る収益分配金の支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行った場合、当該借入金の利息は信託財産中から支払われます。

② 信託事務等の諸費用および監査報酬

1)信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息は、投資者の負担とし、信託財産中から支払われます。

2)信託財産の財務諸表の監査に要する費用(消費税等相当額を含みます)は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁することを原則とします（上限85万円（1回当たり、税込）（本書作成日現在））。

③ ファンドの実質組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料

信託財産が負担します。この他に、売買委託手数料に対する消費税等相当額、CP、CD、預金、指定金銭信託、コール・ローンおよび手形割引等に要する費用ならびに外国における資産の保管等に要する費用についても信託財産が負担します。信託財産の証券取引等に伴う手数料や税金は信託財産が負担しますが、売買委託手数料等は国や市場によって異なります。また、売買金額によっても異なります。

※ ファンドが投資対象とする投資信託証券においても組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等を現地投資信託証券が負担します。

＊その他の手数料等については運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

＊費用の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

(5) 【課税上の取扱い】

日本の居住者である受益者に対する課税上の取扱いは、平成25年3月末現在の内容に基づいて記載しており、税法が改正された場合等には、以下の内容および本書における税制に関する記載内容が変更になることがあります。ファンドは、課税上、株式投資信託として取り扱われます。公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です（平成26年1月1日以降）。

① 個人の受益者に対する課税

○収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金は配当所得として下記の税率により源泉徴収されます。

なお、原則として、申告分離課税※1または総合課税により確定申告を行う必要がありますが申告不要制度を選択することができます。

○換金時および償還時における差益は譲渡所得等となり、下記の税率による申告分離課税※1が適用され、確定申告が必要となります。ただし、特定口座（源泉徴収選択口座）を利用している場合は、下記の税率により源泉徴収が行われ、原則として、確定申告は不要となります。

期間	税率
平成25年12月31日まで	10.147%（所得税7%、復興特別所得税0.147%※2、地方税3%）
平成26年1月1日から 平成49年12月31日まで	20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%※2、地方税5%）
平成50年1月1日以降	20%（所得税15%および地方税5%）

※1 申告分離課税を選択した場合において、上場株式等の譲渡損失の金額がある場合には、上場株式等の配当所得（収益分配金を含みます。）と当該上場株式等の譲渡損失（解約損、償還損を含みます。）の損益通算をすることができます。（当該上場株式等の配当所得の金額を限度とします。）なお、損益通算してもなお控除しきれない損失の金額については、翌年以降３年間にわたり繰越控除が可能です。

※2 平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間は、復興特別所得税（基準所得税額に対して2.1%を乗じて得た金額）が加算されます。

（注）ファンドは、配当控除は適用されません。

＊少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」は、平成26年1月1日以降の非課税制度です。NISAをご利用の場合、毎年年間100万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問合せください。

② 法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金時および償還時の個別元本超過額について、下記の税率により源泉徴収されます（地方税の源泉徴収はありません。）。

期間	税率
平成25年12月31日まで	7.147%（所得税7%、復興特別所得税0.147%※）
平成26年1月1日から 平成49年12月31日まで	15.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%※）
平成50年1月1日以降	15%（所得税15%）

※ 平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間は、復興特別所得税（基準所得税額に対して2.1%を乗じて得た金額）が加算されます。

（注）ファンドは、益金不算入制度は適用されません。

③ 個別元本について

1) 追加型の株式投資信託について、受益者ごとの取得申込時のファンドの価額等（申込手数料は含まれません。）が受益者の元本（個別元本）に当たります。

2) 受益者が同一ファンドを複数回取得した場合の個別元本は、受益者が追加信託を行うつど、その受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

3) 同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については販売会社ごとに、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は支店等ごとに、「分配金再投資コース」と「分配金受取りコース」とがあり、両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。詳しくは販売会社にお問合せください。

4) 受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から元本払戻金（特別分配金）※を控除した額が、その後の個別元本となります。

※「元本払戻金（特別分配金）」については、後記「④収益分配金の課税について」をご参照ください。

④ 収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、収益分配金落ち後の基準価額が受益者の個別元本と同額の場合または受益者の個別元本を上回っている場合には、収益分配金の全額が普通分配金となり、収益分配金落ち後の基準価額が受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、収益分配金から前記元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。

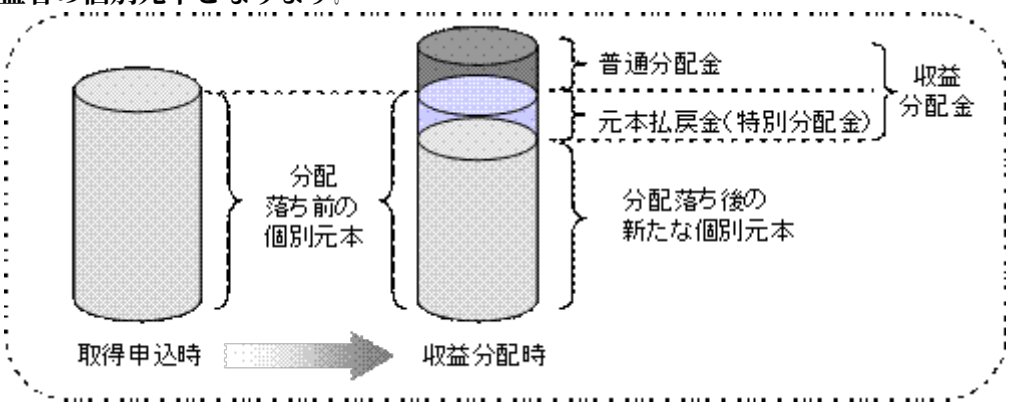

※ 上図は収益分配金のイメージ図であり、収益分配金の支払いおよびその水準を保証するものではありません。

◇ 課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認ください。

５【運用状況】

以下は平成25年4月末日現在の運用状況です。
また、投資比率は、小数点以下第3位を切捨てで表示しているため、当該比率の合計と合計欄の比率が一致しない場合があります。

（1）【投資状況】

信託財産の構成

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	日本	8,330,002	0.48
投資証券	ルクセンブルク	1,680,741,964	98.85
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	―	11,080,226	0.65
合計（純資産総額）		1,700,152,192	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価合計比率をいいます。

その他の資産の投資状況

資産の種類	国/地域	評価額（円）	投資比率(%)
為替予約取引（売建）	日本	12,144,756	0.71

（注1）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の評価額比率をいいます。
（注2）為替予約取引の時価については、原則としてわが国の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。

（2）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

順位	国/地域	種類	銘柄名	口数	帳簿価額単価(円)	帳簿価額(円)	評価額単価(円)	評価額(円)	投資比率(%)
1	ルクセンブルク	投資証券	Amundi Funds エクイティ・インディア・インフラストラクチャー-I4クラス	276,400	5,710.69	1,578,435,932	6,080.83	1,680,741,964	98.85
2	日本	投資信託受益証券	CAマネープールファンド(適格機関投資家専用)	8,270,455	1.0072	8,330,002	1.0072	8,330,002	0.48

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価額比率をいいます。

種類別投資比率

国内/外国	種類	投資比率(%)
国内	投資信託受益証券	0.48
外国	投資証券	98.85
合計		99.34

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該種類の評価額比率をいいます。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

種類	国/地域	資産名	買建/売建	数量	帳簿価額(円)	評価額(円)	投資比率(%)
為替予約取引	日本	米ドル売/円買	売建	124,040.00	12,224,142	12,144,756	0.71

（注1）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の評価額比率をいいます。
（注2）為替予約取引の時価については、原則としてわが国の対顧客先物売買相場の仲値で評価しておりま

す。

(3) 【運用実績】

①【純資産の推移】

平成25年4月末日及び同日前１年以内における各月末ならびに下記の計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

期間	純資産総額(分配落)(円)	純資産総額(分配付)(円)	1口当たり純資産額(分配落)(円)	1口当たり純資産額(分配付)(円)
第1期計算期間末（平成20年10月15日）	1,833,592,465	1,833,592,465	0.5229	0.5229
第2期計算期間末（平成21年 4月15日）	1,707,030,393	1,707,030,393	0.4678	0.4678
第3期計算期間末（平成21年10月15日）	3,863,641,229	3,863,641,229	0.7629	0.7629
第4期計算期間末（平成22年 4月15日）	4,264,886,679	4,264,886,679	0.8634	0.8634
第5期計算期間末（平成22年10月15日）	3,748,002,083	3,748,002,083	0.8391	0.8391
第6期計算期間末（平成23年 4月15日）	3,227,917,351	3,227,917,351	0.7462	0.7462
第7期計算期間末（平成23年10月17日）	2,135,666,372	2,135,666,372	0.5307	0.5307
第8期計算期間末（平成24年 4月16日）	2,034,638,497	2,034,638,497	0.5137	0.5137
第9期計算期間末（平成24年10月15日）	1,780,739,207	1,780,739,207	0.5022	0.5022
第10期計算期間末（平成25年 4月15日）	1,648,254,371	1,648,254,371	0.5489	0.5489
平成24年 4月末日	1,933,387,769	－	0.4907	－
5月末日	1,585,021,282	－	0.4074	－
6月末日	1,616,770,824	－	0.4160	－
7月末日	1,599,160,300	－	0.4192	－
8月末日	1,564,491,303	－	0.4202	－
9月末日	1,738,327,492	－	0.4828	－
10月末日	1,697,204,327	－	0.4823	－
11月末日	1,742,314,962	－	0.5082	－
12月末日	1,855,832,495	－	0.5503	－
平成25年 1月末日	1,995,412,130	－	0.5907	－
2月末日	1,823,192,439	－	0.5563	－
3月末日	1,640,332,521	－	0.5281	－
4月末日	1,700,152,192	－	0.5796	－

②【分配の推移】

期間		1口当たり分配金（円）
第1期計算期間	自 平成20年 3月28日 至 平成20年10月15日	0.0000

第2期計算期間	自 平成20年10月16日 至 平成21年 4月15日	0.0000
第3期計算期間	自 平成21年 4月16日 至 平成21年10月15日	0.0000
第4期計算期間	自 平成21年10月16日 至 平成22年 4月15日	0.0000
第5期計算期間	自 平成22年 4月16日 至 平成22年10月15日	0.0000
第6期計算期間	自 平成22年10月16日 至 平成23年 4月15日	0.0000
第7期計算期間	自 平成23年 4月16日 至 平成23年10月17日	0.0000
第8期計算期間	自 平成23年10月18日 至 平成24年 4月16日	0.0000
第9期計算期間	自 平成24年 4月17日 至 平成24年10月15日	0.0000
第10期計算期間	自 平成24年10月16日 至 平成25年 4月15日	0.0000

③【収益率の推移】

期間		収益率(%)
第1期計算期間	自 平成20年 3月28日 至 平成20年10月15日	△47.7
第2期計算期間	自 平成20年10月16日 至 平成21年 4月15日	△10.5
第3期計算期間	自 平成21年 4月16日 至 平成21年10月15日	63.1
第4期計算期間	自 平成21年10月16日 至 平成22年 4月15日	13.2
第5期計算期間	自 平成22年 4月16日 至 平成22年10月15日	△2.8
第6期計算期間	自 平成22年10月16日 至 平成23年 4月15日	△11.1
第7期計算期間	自 平成23年 4月16日 至 平成23年10月17日	△28.9
第8期計算期間	自 平成23年10月18日 至 平成24年 4月16日	△3.2

第9期計算期間	自 平成24年 4月17日 至 平成24年10月15日	△2.2
第10期計算期間	自 平成24年10月16日 至 平成25年 4月15日	9.3

(注)収益率は以下の計算式により算出しております。

（当該計算期間末分配付基準価額－当該計算期間の直前の計算期間末分配落基準価額）÷（当該計算期間の直前の計算期間末分配落基準価額）×100

ただし、第1期計算期間については「当該計算期間の直前の計算期間末分配落基準価額」に代えて設定時の基準価額（10,000円）を用いております。

なお、小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位まで表示しております。

（4）【設定及び解約の実績】

期間		設定口数	解約口数	発行済口数
第1期計算期間	自 平成20年 3月28日 至 平成20年10月15日	3,634,462,519	127,933,533	3,506,528,986
第2期計算期間	自 平成20年10月16日 至 平成21年 4月15日	454,838,022	312,586,069	3,648,780,939
第3期計算期間	自 平成21年 4月16日 至 平成21年10月15日	1,792,785,632	376,935,210	5,064,631,361
第4期計算期間	自 平成21年10月16日 至 平成22年 4月15日	906,490,136	1,031,471,312	4,939,650,185
第5期計算期間	自 平成22年 4月16日 至 平成22年10月15日	327,400,403	800,615,805	4,466,434,783
第6期計算期間	自 平成22年10月16日 至 平成23年 4月15日	783,919,025	924,388,753	4,325,965,055
第7期計算期間	自 平成23年 4月16日 至 平成23年10月17日	440,267,616	742,223,806	4,024,008,865
第8期計算期間	自 平成23年10月18日 至 平成24年 4月16日	348,120,229	411,566,467	3,960,562,627
第9期計算期間	自 平成24年 4月17日 至 平成24年10月15日	91,651,770	506,124,802	3,546,089,595
第10期計算期間	自 平成24年10月16日 至 平成25年 4月15日	241,953,926	785,351,608	3,002,691,913

（注1）全て本邦内におけるものです。

（注2）第1期計算期間の設定口数には、当初募集期間の設定口数を含みます。

＜参考情報＞

運用実績

2013年4月30日現在

◎基準価額・純資産の推移

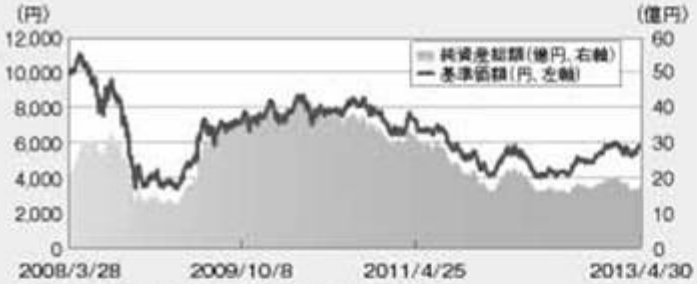

＊基準価額の計算において信託報酬は控除しています。

基準価額	5,796円	純資産総額	17.0億円

◎分配の推移

決算日	分配金(円)
6期(2011年４月15日)	0
7期(2011年10月17日)	0
8期(2012年４月16日)	0
9期(2012年10月15日)	0
10期(2013年４月15日)	0
設定来累計	0

＊分配金は1万口当たり・税引前です。
＊直近5期分を表示しています。

◎主要な資産の状況

◆資産配分

資産	比率(%)
Amundi Funds エクイティ・インディア・インフラストラクチャー (I4クラス)	98.86
CAマネープールファンド(適格機関投資家専用)	0.49
現金等	0.65
合計	100.00

＊比率は純資産総額に対する割合です。
＊四捨五入の関係で合計が100.00%とならない場合があります。
＊現金等には未払諸費用等を含みます。

◆組入上位5業種 (Amundi Funds エクイティ・インディア・インフラストラクチャー)

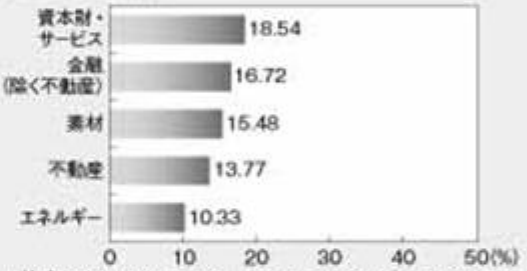

＊比率はAmundi Funds エクイティ・インディア・インフラストラクチャーの純資産総額に対する割合です。

◆組入上位10銘柄 (Amundi Funds エクイティ・インディア・インフラストラクチャー)

	銘柄	業種	純資産比(%)		銘柄	業種	純資産比(%)
1	リライアンス・インダストリーズ	エネルギー	7.49	6	マヒンドラ・ライフスペース・ディベロッパーズ	不動産	4.02
2	シュリー・セメント	素材	7.26	7	プレステージ・エステート・プロジェクト	不動産	3.86
3	マヒンドラ&マヒンドラ・フィナンシャルサービシズ	金融	5.25	8	VA テック・ワバグ	資本財・サービス	3.32
4	マザーサン・スミ・システムズ	一般消費財・サービス	4.21	9	ゴドレジ・プロパティーズ	不動産	3.21
5	ハベルズ・インディア	資本財・サービス	4.17	10	レディントン・インディア	情報技術	3.18

＊純資産比はAmundi Funds エクイティ・インディア・インフラストラクチャーの純資産総額に対する割合です。

◎年間収益率の推移

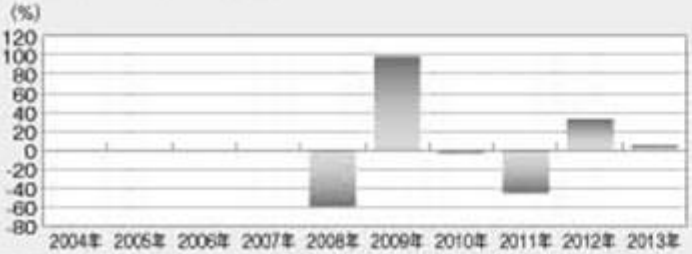

＊年間収益率は、税引前分配金を分配時に再投資したものとして計算しています。
＊ファンドにはベンチマークはありません。
＊2008年は設定日（3月28日）から年末までの騰落率、2013年は年初から4月30日までの騰落率を表示しています。

◎期間別騰落率

期間	騰落率(%)
1ヵ月	9.75
3ヵ月	−1.88
6ヵ月	20.17
1年	18.12
3年	−32.63
設定来	−42.04

＊騰落率は、税引前分配金を分配時に再投資したものとして計算しています。ファンドの騰落率であり、実際の投資家利回りとは異なります。

※上記の運用実績は、過去の実績であり、将来の運用成果を保証するものではありません。
※運用実績等については、表紙に記載の委託会社ホームページにおいて閲覧することができます。

第２【管理及び運営】

１【申込（販売）手続等】

１）お申込みの受付場所

ファンドの取得の申込は、委託会社が指定する販売会社の本支店営業所において取扱っております。販売会社によっては、一部の支店・営業所等で取扱わない場合があります。なお、販売会社については委託会社にお問合せください。委託会社の照会先は次の通りです。

アムンディ・ジャパン株式会社
お客様サポートライン 0120-202-900（フリーダイヤル）
受付は委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで
ホームページアドレス ： http://www.amundi.co.jp

２）申込手続きと申込価額

取得申込の受付は、原則として各営業日の午後3時までに受付けたもの（当該取得の申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎた場合は翌営業日の取扱いとなります。
申込締切時間は販売会社によって、異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問合せください。
ただし、ファンドの休業日※にあたる場合はお申込みできません。
※ 東京証券取引所の休業日、香港およびインドの証券取引所の休業日、日本およびルクセンブルクの銀行休業日のいずれかに該当する場合を指します。

申込価額は、申込受付日の翌営業日の基準価額とします。基準価額は、委託会社により毎営業日計算され、販売会社または委託会社に問い合わせることにより知ることができます。委託会社の照会先は前記の通りです。

取得申込時には申込手数料をご負担いただくものとします。ただし、収益分配金再投資の際は、無手数料になります。

* 委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込の受付を中止することおよび取得申込の受付を取消すことができます。
* 委託会社は、投資環境の変化や運用資産の適正規模等を勘案し、取得申込の受付を一時的に中止することがあります。

３）申込単位

1円または1口を最低単位として販売会社が定める申込方法および単位とします。
詳しくは、販売会社または委託会社にお問合せください。委託会社の照会先は前記の通りです。

※取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払と引換に、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

2【換金（解約）手続等】

1）途中換金※の受付

※途中換金とは信託約款上の一部解約と同意義です。

(a) 原則として、毎営業日換金（解約）のお申込みが可能です。ファンドをご購入いただいた販売会社においてお申込みください。

(b) 受益者が途中換金の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

2）途中換金取扱期間と換金価額

(a) 途中換金の実行の請求の受付は、原則として各営業日の午後3時までに受付けたもの（当該換金の申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎた場合は翌営業日の取扱いとなります。申込締切時間は販売会社によって、異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問合せください。

(b) 途中換金の実行の請求日が、ファンドの休業日にあたる場合においては、委託会社は途中換金の実行の請求を受付けないものとします。

(c) 換金価額は、換金請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

(d) 換金代金は、換金請求受付日から起算して原則として5営業日目から、販売会社において受益者に支払われます。

3）換金単位

販売会社が定める単位とします。

詳しくは、販売会社または委託会社にお問合せください。委託会社の照会先は後記の通りです。

4）換金価額の照会方法

換金価額は、委託会社の営業日において日々算出され、委託会社および販売会社に問合せることにより知ることができます。なお、換金価額は1万口単位で表示されたものが発表されます。

ファンドの換金単位および換金価額について委託会社の照会先は次の通りです。

アムンディ・ジャパン株式会社
お客様サポートライン 0120-202-900(フリーダイヤル)
受付は委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで
ホームページアドレス ： http://www.amundi.co.jp

5）途中換金の実行の請求の受付を中止する特別な場合

(a) 委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、途中換金の実行の請求の受付を取消すことができます。

(b) 途中換金の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の途中換金の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその途中換金の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の換金価額は、当該受付の中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に途中換金の実行の請求を受付けたものとして当該基準価額の計算日の翌営業日の基準価額とします。

6）換金制限

委託会社の判断により、一定の金額を超える換金申込には制限を設ける場合があります。

7）受益権の買取

買取のお取扱いについては販売会社によって異なりますので、お申込みの販売会社にお問

合せください。

８）買取請求の受付と買取価額

買取請求の受付と買取価額の詳細については、販売会社へお問合せください。

９）買取請求の受付を中止する特別な場合

金融商品取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、販売会社は受益権の買取を中止すること、および既に受付けた受益権の買取を取消すことができます。

＊ 買取請求の受付を中止する特別な場合の詳細については、販売会社にお問合せください。

※換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換に、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい、当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。換金の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。

３【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

１）基準価額の算定

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます）を、計算日における受益権総口数で除した1口当たりの価額をいいます。

対象	評価方法
公社債等	原則として、基準価額計算日※1における以下のいずれかの価額で評価します。※2 ■日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値） ■金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除く。） ■価格情報会社の提供する価額
外貨建資産	原則として、基準価額計算日の対顧客電信売買相場の仲値で円換算を行います。
予約為替	原則として、基準価額計算日の対顧客先物売買相場の仲値で評価します。
投資信託受益証券	原則として、投資信託受益証券の基準価額で評価します。
投資証券	原則として、投資証券の基準価額で評価します。

※1 外国で取引されているものについては、原則として、基準価額計算日の前日とします。

※2 残存期間1年以内の公社債等については、一部償却原価法（アキュムレーションまたはアモチゼーション）による評価を適用することができます。

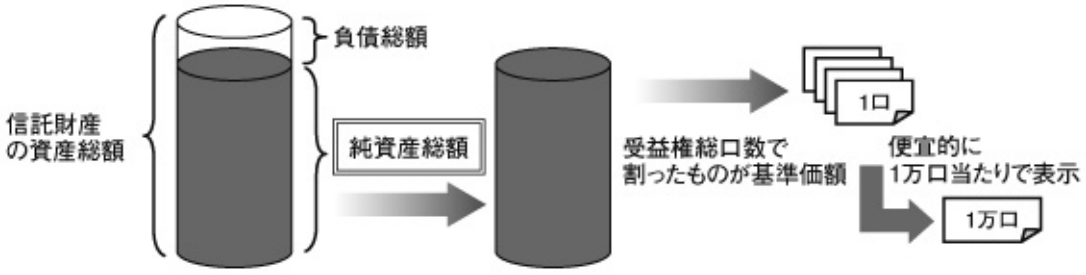

２）基準価額の算出頻度と公表

基準価額は、委託会社の営業日において日々算出され、委託会社および販売会社に問い合せることにより知ることができます。また、当日の基準価額は原則として、翌日の日本経済新聞に掲載されます。なお、基準価額は1万口単位で表示されたものが発表されます。

ファンドの基準価額について委託会社の照会先は次の通りです。

アムンディ・ジャパン株式会社
お客様サポートライン 0120-202-900(フリーダイヤル)
受付は委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで
ホームページアドレス ： http://www.amundi.co.jp

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

信託期間は平成20年3月28日から無期限とします。ただし、後記「(5) その他 １）信託の終了」に該当する場合、信託は終了することがあります。

(4) 【計算期間】

１）この信託の計算期間は、原則として毎年4月16日から10月15日および10月16日から翌年4月15日までとします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日から平成20年10月15日までとします。

２）各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託約款に定める信託期間の終了日とします。

(5) 【その他】

１）信託の終了

(a) 委託会社は、次の場合、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます（以下「繰上償還」といいます）。この場合において、委託会社は、あらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

ｉ．信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき

ii．信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が10億口を下回った場合

iii．やむを得ない事情が発生したとき

委託会社は、前記にしたがい繰上償還させる場合、以下の手続により行います。

1）委託会社は、あらかじめ解約しようとする旨について、書面による決議（以下「書面決議」といいます）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

2）前記1)の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下2）において同じ）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

3）前記1)の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、

当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

4）前記1)から前記3)までの規定は、以下に掲げる場合には適用しません。

1. 信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記1）から3）までの規定による信託契約の解除の手続きを行うことが困難な場合

2. 委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をした場合

＜信託の終了の手続＞

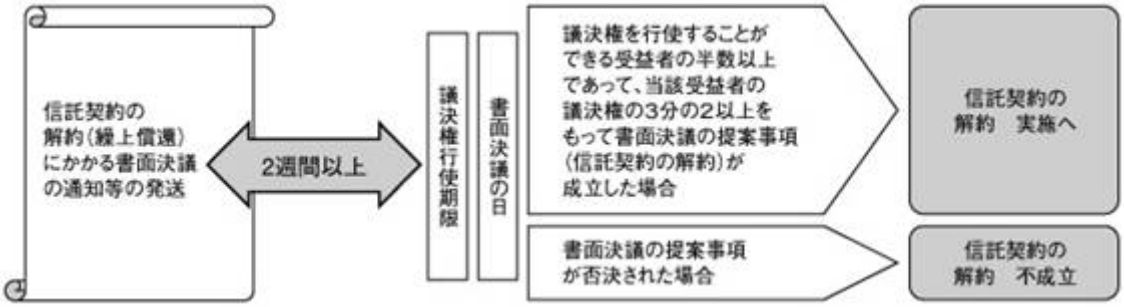

(b) 委託会社が、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

(c) 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、後記「２）信託約款の変更等」の(b)の書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において、存続します。

(d) 受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合および解任された場合において、委託会社が新受託会社を選任できないとき、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

２）信託約款の変更等

(a) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、信託約款は「２）信託約款の変更等」に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

(b) 委託会社は、前記(a)の事項（(a)の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限ります。以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

(c) 前記(b)の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下(c)において同じ）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することが

できます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

(d) 前記(b)の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

(e) 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

(f) 前記(b)から前記(e)までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

(g) 前記(a)から前記(f)にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

＜信託約款の変更等の内容が重大なものである場合の手続＞

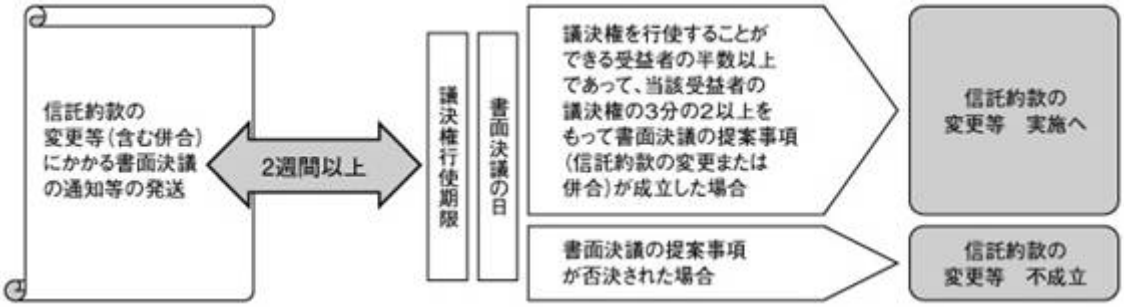

3）反対者の買取請求権

ファンドの信託契約の解約または重大な約款の変更等を行う場合において、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、販売会社を通じて、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

4）公告

委託会社が受益者に対してする公告は日本経済新聞に掲載します。

5）運用報告書の作成

委託会社は、毎計算期間の末日および償還時に運用報告書を作成し、当該信託財産にかかる知られたる受益者に対して交付します。

6）関係法人との契約の更改等に関する手続

販売会社との間で締結された募集・販売等に関する契約の有効期間は、契約締結の日から1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前までに委託会社、販売会社いずれからも、別段の意思表示のないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱についてもこれと同様とします。ただし、期間の途中においても必要がある時は、契約の一部を変更することができます。

4 【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

① 収益分配金に対する請求権

1）受益者は、委託会社が決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。

2）収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された

受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします）に毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日からお支払いします（原則として決算日（休日の場合は翌営業日）から起算して5営業日までにお支払いを開始します）。収益分配金の支払は、販売会社の本支店営業所等において行うものとします。

3）受益者は、収益分配金を支払開始日から5年間支払請求しないと権利を失います。

② 償還金に対する請求権

1）受益者は、償還金を持分に応じて請求する権利を有します。

2）償還金は、信託期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（休日の場合は当該償還日の翌営業日）の翌営業日）から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします）に支払います。償還金の支払は、販売会社の本支店営業所等において行うものとします。

3）受益者は、償還金を支払開始日から10年間その支払を請求しないと権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

③ 途中換金（買取）請求権

1）受益者は、販売会社が定める単位で途中換金の実行を請求すること、または買取を請求することにより換金する権利を有します。

2）換金代金は、換金請求受付日から起算して、原則として5営業日目から受益者にお支払いします。

*買取の取扱については販売会社によって異なりますので、詳しくはお申込み販売会社の本支店営業所等にお問合せください。

④ 帳簿書類の閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧および謄写の請求をすることができます。

⑤ 反対者の買取請求権

信託契約の解約、また重大な約款の変更等を行う場合において、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

第３【ファンドの経理状況】

１．当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

２．当ファンドの計算期間は6ヵ月であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。

３．当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第10期計算期間(平成24年10月16日から平成25年4月15日まで)の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。

1 【財務諸表】

アムンディ・インド・インフラ株式ファンド

(1)【貸借対照表】

（単位：円）

	第9期計算期間末 (平成24年10月15日)	第10期計算期間末 (平成25年 4月15日)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	40,967,299	20,005,813
投資信託受益証券	8,328,348	8,330,002
投資証券	1,763,312,655	1,630,310,872
派生商品評価勘定	―	18,931
未収入金	―	6,916,242
未収利息	56	16
流動資産合計	1,812,608,358	1,665,581,876
資産合計	1,812,608,358	1,665,581,876
負債の部		
流動負債		
未払解約金	21,275,096	6,026,785
未払受託者報酬	443,221	473,942
未払委託者報酬	9,750,834	10,426,778
その他未払費用	400,000	400,000
流動負債合計	31,869,151	17,327,505
負債合計	31,869,151	17,327,505
純資産の部		
元本等		
元本	3,546,089,595	3,002,691,913
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△1,765,350,388	△1,354,437,542
（分配準備積立金）	82,214,786	64,749,173
元本等合計	1,780,739,207	1,648,254,371
純資産合計	1,780,739,207	1,648,254,371
負債純資産合計	1,812,608,358	1,665,581,876

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第9期計算期間 自 平成24年 4月17日 至 平成24年10月15日	第10期計算期間 自 平成24年10月16日 至 平成25年 4月15日
営業収益		
受取利息	2,947	4,034
有価証券売買等損益	7,630,707	△252,730,276
為替差損益	△64,036,846	426,542,526
営業収益合計	△56,403,192	173,816,284
営業費用		
受託者報酬	443,221	473,942
委託者報酬	9,750,834	10,426,778
その他費用	400,000	400,000
営業費用合計	10,594,055	11,300,720
営業利益又は営業損失（△）	△66,997,247	162,515,564
経常利益又は経常損失（△）	△66,997,247	162,515,564
当期純利益又は当期純損失（△）	△66,997,247	162,515,564
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△31,955,808	36,981,011
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△1,925,924,130	△1,765,350,388
剰余金増加額又は欠損金減少額	246,738,643	388,770,908
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	246,738,643	388,770,908
剰余金減少額又は欠損金増加額	51,123,462	103,392,615
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	51,123,462	103,392,615
分配金	―	―
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△1,765,350,388	△1,354,437,542

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１．有価証券の評価基準及び評価方法	（１）投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。 （２）投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
２．デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として計算期間末日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。
３．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条及び第61条に基づいております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	第9期計算期間末 （平成24年10月15日）	第10期計算期間末 （平成25年 4月15日）
１．　期首元本額	3,960,562,627円	3,546,089,595円
期中追加設定元本額	91,651,770円	241,953,926円
期中一部解約元本額	506,124,802円	785,351,608円
２．　計算期間末日における受益権の総数	3,546,089,595口	3,002,691,913口
３．　元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は1,765,350,388円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は1,354,437,542円であります。

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第9期計算期間 自 平成24年 4月17日 至 平成24年10月15日			第10期計算期間 自 平成24年10月16日 至 平成25年 4月15日		
	分配金の計算過程 計算期間末における分配対象収益額は130,159,745円（１万口当たり367円）ですが、分配を行っておりません。			分配金の計算過程 計算期間末における分配対象収益額は110,217,956円（１万口当たり367円）ですが、分配を行っておりません。	
A	費用控除後の配当等収益額	0円	A	費用控除後の配当等収益額	3,519円
B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円	B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円
C	収益調整金額	47,944,959円	C	収益調整金額	45,468,783円
D	分配準備積立金額	82,214,786円	D	分配準備積立金額	64,745,654円
E	当ファンドの分配対象収益額（A+B+C+D）	130,159,745円	E	当ファンドの分配対象収益額（A+B+C+D）	110,217,956円
F	当ファンドの期末残存受益権口数	3,546,089,595口	F	当ファンドの期末残存受益権口数	3,002,691,913口
G	１万口当たり分配対象収益額（E／F×10,000）	367円	G	１万口当たり分配対象収益額（E／F×10,000）	367円
H	１万口当たり分配金額	0円	H	１万口当たり分配金額	0円
I	分配金額（F×H／10,000）	0円	I	分配金額（F×H／10,000）	0円

（金融商品に関する注記）

Ⅰ.金融商品の状況に関する事項

項目	第9期計算期間 自 平成24年 4月17日 至 平成24年10月15日	第10期計算期間 自 平成24年10月16日 至 平成25年 4月15日
１．金融商品に対する取組方針	信託約款に規定する「運用の基本方針」の定めに従い、有価証券及びデリバティブ取引等の金融商品を投資対象として運用を行っております。	同左

２．金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	保有する主な金融商品は、有価証券であり、その内容を貸借対照表、注記表及び附属明細表に記載しております。これらは売買目的で保有しております。 当該金融商品には、価格変動リスク、為替変動リスク、信用リスク及び流動性リスク等があります。 当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引であり外貨建資産の購入代金、売却代金、配当金等の受取または支払にかかる円貨額を確定させるために行っております。 一般的な為替予約取引に係る主要なリスクとして、為替相場の変動による価格変動リスク及び取引相手の信用状況の変化により損失が発生する信用リスクがあります。当ファンドは、為替予約取引をスポットに限定しているため、価格変動リスクはきわめて小さいと認識しております。また、為替予約の相手先は社内ルールに従った金融機関に限定しているため、相手方の契約不履行に係る信用リスクはほとんどないと判断しております。	同左
３．金融商品に係るリスク管理体制	リスクマネジメント部が、当ファンドの主要投資対象である投資信託受益証券及び投資証券のパフォーマンス状況及びマーケット動向等のモニタリングを行っております。また、価格変動リスク、為替変動リスク、信用リスク及び流動性リスク等の運用リスクを分析し、定期的にリスク委員会に報告しております。 デリバティブ取引については、組織的な管理体制により、日々ポジション並びに評価金額及び評価損益の管理を行っております。	同左

Ⅱ．金融商品の時価等に関する事項

項目	第9期計算期間末 （平成24年10月15日）	第10期計算期間末 （平成25年 4月15日）
１．貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	貸借対照表計上額は、期末の時価で計上しているためその差額はありません。	同左

２．金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	（１）有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 （２）有価証券 時価の算定方法は、「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。また、有価証券に関する注記事項については、「（有価証券に関する注記）」に記載しております。 （３）デリバティブ取引 該当事項はありません。	（１）有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左 （２）有価証券 同左 （３）デリバティブ取引 デリバティブ取引に関する注記事項については、「（デリバティブ取引等に関する注記）」に記載しております。
３．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	第9期計算期間末 （平成24年10月15日）	第10期計算期間末 （平成25年 4月15日）
	当計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)	当計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)
投資信託受益証券	827	1,654
投資証券	26,744,943	△232,022,981
合計	26,745,770	△232,021,327

（デリバティブ取引等に関する注記）

通貨関連

第9期計算期間末（平成24年10月15日）

該当事項はありません。

第10期計算期間末（平成25年4月15日）

区分	種類	契約額 等（円）		時価 （円）	評価損益 （円）
			うち1年超		

市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	6,934,472	―	6,915,541	18,931
合計		6,934,472	―	6,915,541	18,931

(注)時価の算定方法

1．原則として計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

①計算期間末日において為替予約の受渡日（以下「当該日」という）の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

②計算期間末日において当該日の対顧客先物売買相場が発表されていない場合は以下の方法によって評価しております。

・計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートにより評価しております。

・計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値により評価しております。

2．計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値により評価しております。

3．換算において円未満の端数は切捨てております。

（関連当事者との取引に関する注記）

第9期計算期間（自 平成24年4月17日 至 平成24年10月15日）

該当事項はありません。

第10期計算期間（自 平成24年10月16日 至 平成25年4月15日）

該当事項はありません。

（１口当たり情報に関する注記）

	第9期計算期間末 （平成24年10月15日）	第10期計算期間末 （平成25年 4月15日）
1口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	0.5022円 （5,022円）	0.5489円 （5,489円）

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

① 株式

該当事項はありません。

② 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	口数	評価額	備考
投資信託受益証券	日本円	CA マネープールファンド(適格機関投資家専用)	8,270,455	8,330,002	
	小計		8,270,455	8,330,002	
		銘柄数	1		
		組入時価比率	0.5%	100.0%	
	投資信託受益証券 合計			8,330,002	
投資証券	米ドル	Amundi Funds エクイティ・インディア・ インフラストラクチャー-I4クラス	283,400	16,527,888.00	

	小計		283,400	16,527,888.00	
		銘柄数	1	(1,630,310,872)	
		組入時価比率	98.9%	100.0%	
	投資証券 合計			1,630,310,872 (1,630,310,872)	
合計				1,638,640,874 (1,630,310,872)	

（有価証券明細表注記）

１．通貨種類毎の小計欄の( )内は、邦貨換算額であります。

２．合計欄における( )内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額であり、内数で表示しております。

３．組入時価比率は、左より組入時価の純資産に対する比率及び各小計欄の各合計金額に対する比率であります。

第２ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「（３）注記表（デリバティブ取引等に関する注記）」に記載しております。

２【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

平成25年4月末日現在

Ⅰ 資産総額	1,708,033,809円
Ⅱ 負債総額	7,881,617円
Ⅲ 純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	1,700,152,192円
Ⅳ 発行済口数	2,933,384,434口
Ⅴ １口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	0.5796円
（1万口当たり純資産額）	（5,796円）

第４【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 受益証券の名義書換等
ファンドの振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。
なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2) 受益者名簿
作成いたしません。

(3) 受益者等に対する特典
該当するものはありません。

(4) 受益権の譲渡制限の内容
① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。記名式の受益証券の所持人は、委託会社の定める手続によって名義書換を委託者に請求することができます。
② 上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
③ 委託会社は、上記①の振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(5) 受益権の譲渡の対抗要件
受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(6) 受益権の再分割
委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(7) 償還金
償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします）に支払います。

(8) 質権口記載または記録の受益権の取扱について
振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

第二部【委託会社等の情報】
第１【委託会社等の概況】
１【委託会社等の概況】
(1) 資本金の額

本書提出日現在	資本金の額	12億円
	発行株式総数	9,000,000株
	発行済株式総数	2,400,000株

直近5年間における資本金の額の増減はありません。

(2) 委託会社の概況

①委託会社の意思決定機構

当社業務執行の最高機関としてある取締役会は3名以上の取締役で構成されます。
取締役会はその決議をもって、取締役中より代表取締役を選任します。
取締役会は、法令または定款に定める事項の他、業務執行に関する重要事項を決定します。その決議は、取締役会の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行います。

②投資運用の意思決定機構

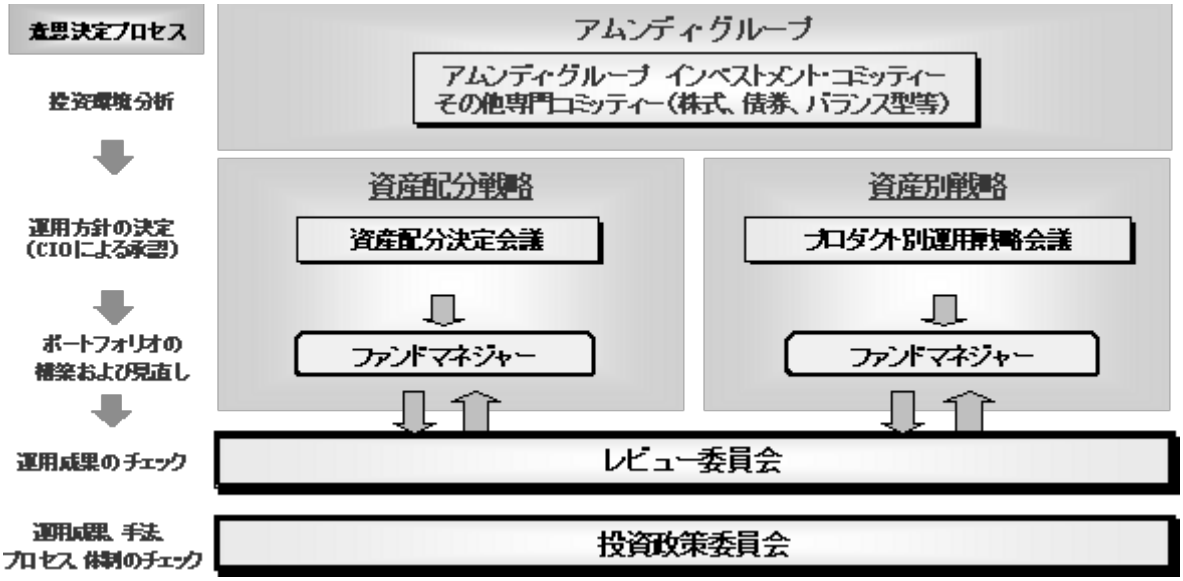

・アムンディ・グループで開催される投資に関する様々なコミッティーで、グループの株式・債券見通し、および運用戦略を決定します。
・アムンディ・グループで決定した戦略を取り込み、弊社が開催する資産配分決定会議、プロダクト別運用戦略会議において、資産配分、プロダクト別の投資戦略を協議し、決定します。
・決定事項にしたがい、ファンドマネジャーは資産配分やポートフォリオの構築・見直しを行います。
・月次で開催されるレビュー委員会において、資産配分戦略、各プロダクトにおける運用評価の結果を運用関係者にフィードバックします。また必要に応じて開催する投資政策委員会では、運用プロダクトの質について検証します。
・資産配分戦略、ならびにプロダクト別運用戦略にかかる諸会議を定期的に開催します。また投

資環境急変時には臨時会合を召集します。

上記の意思決定機構等は本書作成日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

① 事業の内容

委託会社であるアムンディ・ジャパン株式会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業にかかる業務の一部および投資助言・代理業務を行っています。

② 営業の概況

平成25年4月末日現在、委託会社の運用する投資信託の本数、純資産額の合計額は以下の通りです。

種　　類	本 数	純 資 産 (百 万 円)
単位型株式投資信託	46	117,142
追加型株式投資信託	147	1,469,688
追加型公社債投資信託	1	18,706
合計	194	1,605,536

３【委託会社等の経理状況】

（1）委託会社であるアムンディ・ジャパン株式会社(以下「当社」という)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に基づいて作成しております。

（2）財務諸表の金額については、千円未満の端数を四捨五入して記載しております。

（3）当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第32期事業年度(自平成24年4月1日至平成25年3月31日)の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

（単位：千円）

		第31期 （ 平成24年3月31日 ）		第32期 （ 平成25年3月31日 ）
資産の部				
流動資産				
現金・預金		2,650,700		2,153,697
有価証券		1,302,738		1,175,027
前払費用		276,348		179,108
未収還付法人税等		6,975		6,458
未収入金		7,883		6,527
未収委託者報酬	*1	1,049,520	*1	1,127,856
未収運用受託報酬	*1	598,799	*1	718,958
未収投資助言報酬	*1	39,549	*1	15,982
未収収益	*1	113,024	*1	143,682
繰延税金資産		172,456		98,508
立替金	*1	39,301	*1	20,820
その他		39,258		125
流動資産合計		6,296,549		5,646,747
固定資産				
有形固定資産				
建物(純額)	*2	137,459	*2	119,322
器具備品(純額)	*2	131,839	*2	108,135
有形固定資産合計		269,298		227,457
無形固定資産				
ソフトウエア		12,446		11,850
電話加入権		934		934
無形固定資産合計		13,380		12,784
投資その他の資産				
投資有価証券		1,919,090		2,278,289
関係会社株式		86,168		86,168
長期未収入金		6,000		5,000
長期差入保証金		191,981		180,700
ゴルフ会員権		60		60
貸倒引当金		△ 6,000		△ 5,000
投資その他の資産合計		2,197,298		2,545,216
固定資産合計		2,479,976		2,785,457
資産合計		8,776,525		8,432,205

（単位：千円）

		第31期 （ 平成24年3月31日 ）		第32期 （ 平成25年3月31日 ）
負債の部				
流動負債				
リース債務		1,186		819
預り金		277,120		319,438
未払金		644,571		700,436
未払償還金		8,124		4,966
未払手数料		483,904		573,177
その他未払金	*1	152,543	*1	122,293
未払費用		242,443		188,325
未払法人税等		13,069		14,323
未払消費税等		11,112		31,723
前受収益		615,072		217,643
賞与引当金		91,301		97,354
役員賞与引当金		15,388		15,992
資産除去債務		12,210		-
流動負債合計		1,923,473		1,586,053
固定負債				
リース債務		816		-
繰延税金負債		10,581		16,243
退職給付引当金		61,157		58,759
賞与引当金		9,536		5,667
役員賞与引当金		8,673		9,721
資産除去債務		50,003		50,917
固定負債合計		140,765		141,307
負債合計		2,064,237		1,727,359
純資産の部				
株主資本				
資本金		1,200,000		1,200,000
資本剰余金				
資本準備金		1,076,268		1,076,268
その他資本剰余金		1,342,567		1,342,567
資本剰余金合計		2,418,835		2,418,835
利益剰余金				
利益準備金		110,093		110,093
その他利益剰余金		2,991,801		2,963,877
別途積立金		1,600,000		1,600,000
繰越利益剰余金		1,391,801		1,363,877
利益剰余金合計		3,101,893		3,073,969
株主資本合計		6,720,728		6,692,804
評価・換算差額等				
その他有価証券評価差額金		△ 8,441		12,041
評価・換算差額等合計		△ 8,441		12,041
純資産合計		6,712,288		6,704,845
負債純資産合計		8,776,525		8,432,205

(2)【損益計算書】

（単位：千円）

	第31期 （自　平成23年4月 1日 至　平成24年3月31日）	第32期 （自　平成24年4月 1日 至　平成25年3月31日）
営業収益		
委託者報酬	6,808,292	6,769,804
運用受託報酬	1,786,519	1,917,494
投資助言報酬	32,750	39,575
その他営業収益	532,630	468,026
営業収益合計	9,160,192	9,194,899
営業費用		
支払手数料	3,281,468	3,547,890
広告宣伝費	15,452	67,487
調査費	1,340,502	1,158,768
調査費	608,715	568,720
委託調査費	731,787	590,048
委託計算費	22,888	19,254
営業雑経費	257,680	229,276
通信費	64,101	49,209
印刷費	176,184	163,516
協会費	17,395	16,552
営業費用合計	4,917,990	5,022,676
一般管理費		
給料	2,819,805	2,585,017
役員報酬	219,810	118,614
給料・手当	2,284,355	2,149,555
賞与	249,749	276,105
役員賞与	65,891	40,743
交際費	13,982	11,803
旅費交通費	83,998	46,930
租税公課	34,892	39,746
不動産賃借料	198,292	173,282
賞与引当金繰入	83,681	93,485
役員賞与引当金繰入	10,069	17,640
退職給付費用	249,207	222,723
固定資産減価償却費	51,786	45,404
福利厚生費	431,451	421,902
諸経費	186,838	184,638
一般管理費合計	4,164,002	3,842,570
営業利益	78,200	329,653
営業外収益		
有価証券利息	31,032	-
受取利息	25	14
為替差益	-	21,424
有価証券売却益	7,629	-
雑収入	8,642	12,664
営業外収益合計	47,327	34,102
営業外費用		
為替差損	22,423	-
有価証券利息	-	14,065
雑損失	48	231
営業外費用合計	22,471	14,296

経常利益		103,056		349,460
特別利益				
清算配当金	*1*2	73,294	*1*2	-
特別利益合計		73,294		-
特別損失				
減損損失	*3	8,822	*3	-
固定資産除却損	*4	5,437	*4	6,432
特別損失合計		14,259		6,432
税引前当期純利益		162,092		343,028
法人税、住民税及び事業税		3,800		3,800
法人税等調整額		6,799		67,152
法人税等合計		10,599		70,952
当期純利益		151,493		272,076

(3)【株主資本等変動計算書】

（ 単位：千円 ）

	第31期 （自　平成23年4月 1日 至　平成24年3月31日）	第32期 （自　平成24年4月 1日 至　平成25年3月31日）
株主資本		
資本金		
当期首残高	1,200,000	1,200,000
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	1,200,000	1,200,000
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	1,076,268	1,076,268
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	1,076,268	1,076,268
その他資本剰余金		
当期首残高	1,342,567	1,342,567
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	1,342,567	1,342,567
資本剰余金合計		
当期首残高	2,418,835	2,418,835
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	2,418,835	2,418,835
利益剰余金		
利益準備金		
当期首残高	110,093	110,093
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	110,093	110,093
その他利益剰余金		
別途積立金		
当期首残高	1,600,000	1,600,000
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	1,600,000	1,600,000
繰越利益剰余金		
当期首残高	1,595,308	1,391,801
当期変動額		
剰余金の配当	△ 355,000	△ 300,000
当期純利益	151,493	272,076
当期変動額合計	△ 203,507	△ 27,924
当期末残高	1,391,801	1,363,877

（ 単位：千円 ）

	第31期 （自　平成23年4月 1日 至　平成24年3月31日）	第32期 （自　平成24年4月 1日 至　平成25年3月31日）
利益剰余金合計		
当期首残高	3,305,400	3,101,893
当期変動額		
剰余金の配当	△ 355,000	△ 300,000
当期純利益	151,493	272,076
当期変動額合計	△ 203,507	△ 27,924
当期末残高	3,101,893	3,073,969
株主資本合計		
当期首残高	6,924,235	6,720,728
当期変動額		
剰余金の配当	△ 355,000	△ 300,000
当期純利益	151,493	272,076
当期変動額合計	△ 203,507	△ 27,924
当期末残高	6,720,728	6,692,804
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	△ 369	△ 8,441
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額　（純額）	△ 8,071	20,481
当期変動額合計	△ 8,071	20,481
当期末残高	△ 8,441	12,041
評価・換算差額合計		
当期首残高	△ 369	△ 8,441
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額　（純額）	△ 8,071	20,481
当期変動額合計	△ 8,071	20,481
当期末残高	△ 8,441	12,041
純資産合計		
当期首残高	6,923,866	6,712,288
当期変動額		
剰余金の配当	△ 355,000	△ 300,000
当期純利益	151,493	272,076
株主資本以外の項目の当期変動額　（純額）	△ 8,071	20,481
当期変動額合計	△ 211,578	△ 7,443
当期末残高	6,712,288	6,704,845

重要な会計方針

1．　有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 有価証券 満期保有目的の債券 償却原価法（定額法）を採用しております。 子会社株式 移動平均法による原価法を採用しております。 その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。 時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。
2．　固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産(リース資産を除く) 定額法により償却しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物　10年～24年 器具備品　4年～20年 (2) 無形固定資産 定額法により償却しております。 自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。 (3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。
3．　引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金

	債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務(直近の年金財政計算上の責任準備金をもって退職給付債務とする簡便法)及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 なお、会計基準変更時差異(7,388千円)については、15年による均等額を費用処理しております。 (3) 賞与引当金 従業員に対する賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に帰属する額を計上しております。 なお、ある条件を満たした者に対して、一定金額を繰延支給する制度が導入されております。当該賞与は数年間に分割支給されるため、1年を超えて支払われる部分については固定負債に計上しております。 (4) 役員賞与引当金 役員に対する賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に帰属する額を計上しております。 なお、ある条件を満たした者に対して、一定金額を繰延支給する制度が導入されております。当該賞与は数年間に分割支給されるため、1年を超えて支払われる部分については固定負債に計上しております。
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	(1) 消費税等 消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

注記事項

（貸借対照表関係）

第31期 （平成24年3月31日現在）	第32期 （平成25年3月31日現在）
*1 各科目に含まれる関係会社に対するものは以下のとおりであります。 未収委託者報酬 43,036 千円 未収運用受託報酬 23,404 千円 未収投資助言報酬 19,632 千円 未収収益 88,400 千円 立替金 240 千円 その他未払金 55,401 千円	*1 各科目に含まれる関係会社に対するものは以下のとおりであります。 未収委託者報酬 7 千円 未収運用受託報酬 61,411 千円 未収投資助言報酬 - 千円 未収収益 29,393 千円 立替金 - 千円 その他未払金 46,863 千円
*2 有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。	*2 有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。

建物	53,646	千円	建物	61,093	千円
器具備品	129,811	千円	器具備品	140,127	千円

（損益計算書関係）

第31期 （自 平成23年 4 月 1日 至 平成24年 3 月31日）	第32期 （自 平成24年 4 月 1日 至 平成25年 3 月31日）
*1　各科目に含まれている関係会社に対するものは、以下のとおりであります。 清算配当金　73,294千円	――
*2　特別利益に含まれる清算配当金 清算配当金は、当社の子会社であるエスジーアセットマネジメント(シンガポール)株式会社の最終清算配当金であります。	――
*3　特別損失に含まれる減損損失 当事業年度において、当社は以下の資産について減損損失を計上いたしました。 場所：日比谷ダイビル18F／用途：処分予定資産／種類：建　物 当社は、資産運用会社であり、基本的に全資産が一体となってキャッシュフローを生み出す単位として取り扱っております。 当社は、東京都千代田区に所在する日比谷ダイビルに本社事務所を賃貸しておりますが、事務所の18階借室部分を平成24年10月26日に返還することとなりました。その為、当初の予定より早期に資産を除却することが予定され、当該将来の使用が見込まれないものについては処分予定資産としてグルーピングを行っております。 日比谷ダイビルの事務所18階借室部分の建物については、処分予定時における残存帳簿価格から直接減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上いたしました。 （減損損失の金額） 建　物　8,822千円 合　計　8,822千円	――
*4　特別損失に含まれる固定資産除却損 固定資産除却損は、NTT幕張ビルの事務所の移転等に伴い不要となった固定資産の除却であります。	*4　特別損失に含まれる固定資産除却損 固定資産除却損は、本社オフィスの18階借室部分の返還に伴い不要となった固定資産の除却であります。

（株主資本等変動計算書関係）

第31期
（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

1．発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首（千株）	増加（千株）	減少（千株）	当事業年度末（千株）
普通株式	2,400	-	-	2,400

2．配当に関する事項

（1）配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（千円）	一株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成23年6月30日定時株主総会	普通株式	355,000	147円92銭	平成23年3月31日	平成23年6月30日

配当原資については、利益剰余金としております。

（2）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額（千円）	一株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成24年6月29日定時株主総会	普通株式	300,000	125円	平成24年3月31日	平成24年7月1日

配当原資については、利益剰余金としております。

第32期
（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

1．発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首（千株）	増加（千株）	減少（千株）	当事業年度末（千株）
普通株式	2,400	-	-	2,400

2．配当に関する事項

（1）配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（千円）	一株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成24年6月29日定時株主総会	普通株式	300,000	125円	平成24年3月31日	平成24年7月1日

配当原資については、利益剰余金としております。

（2）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額（千円）	一株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成25年6月20日定時株主総会	普通株式	375,000	156円25銭	平成25年3月31日	平成25年6月20日

配当原資については、利益剰余金としております。

次へ

（リース取引関係）

ファイナンス・リース取引
所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容
有形固定資産
器具備品

(2) リース資産の減価償却方法
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

（金融商品関係）
1．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針
当社は、資金運用については、短期的な預金・有価証券等に限定しております。資金の調達については、銀行等金融機関から借入はありません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制
未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、相手先の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、相手先ごとの残高管理を行うとともに、延滞債権が発生した場合には管理部門役職者が顧客と直接交渉する体制としております。有価証券及び投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、運用先の信用リスクを極小化することを優先するため、主に国債もしくはこれに準ずるものに限定し、定期的に時価を把握し市場価格変動に留意しております。未払手数料は、支払期日に支払いを実行できなくなる流動性リスクに晒されておりますが、手許流動性を維持することにより管理しております。
当社は、事業活動において存在するリスクを適格に把握し、リスク管理を適切に実行すべく、リスク管理基本規程を設けております。有価証券を含む投資商品の投資については「シードマネーガイドライン」及び「資本剰余金及び営業キャッシュに係る投資ガイドライン」の規程に基づき決定され、担当部署において管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2．金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません((注2)参照)。

第31期（平成24年3月31日）

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	2,650,700	2,650,700	-
(2) 未収委託者報酬	1,049,520	1,049,520	-
(3) 未収運用受託報酬	598,799	598,799	-
(4) 有価証券及び投資有価証券	3,221,828	3,221,828	-
資産計	7,520,846	7,520,846	-

(1) 未払手数料	483,904	483,904	-
負債計	483,904	483,904	-

第32期（平成25年3月31日）

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	2,153,697	2,153,697	-
(2) 未収委託者報酬	1,127,856	1,127,856	-
(3) 未収運用受託報酬	718,958	718,958	-
(4) 有価証券及び投資有価証券			
① 満期保有目的の債券	744,922	753,515	8,593
② その他有価証券	2,708,394	2,708,394	-
資産計	7,453,827	7,462,420	8,593
(1) 未払手数料	573,177	573,177	-
負債計	573,177	573,177	-

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬、及び(3) 未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、国債及び投資信託受益証券は、証券会社等からの時価情報によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項(有価証券関係)をご参照下さい。

負債

(1) 未払手数料

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

下記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表には含めておりません。関係会社株式は、当社の100%子会社であるデラウエア社の株式です。

(単位：千円)

区　分	第31期(平成24年3月31日)	第32期(平成25年3月31日)
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
関係会社株式	86,168	86,168

(注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

第31期（平成24年3月31日）

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金・預金	2,650,700	-	-	-
未収委託者報酬	1,049,520	-	-	-
未収運用受託報酬	598,799	-	-	-
有価証券及び投資有価証券 その他の有価証券のうち満期のあるもの(国債)	300,000	1,460,000	360,000	-

合計	4,599,019	1,460,000	360,000	-

第32期（平成25年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金・預金	2,153,697	-	-	-
未収委託者報酬	1,127,856	-	-	-
未収運用受託報酬	718,958	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券	-	-	700,000	-
その他の有価証券のうち満期のあるもの(国債)	370,000	1,450,000	-	-
合計	4,370,511	1,450,000	700,000	-

(有価証券関係)

第31期
（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

1．子会社株式

子会社株式(貸借対照表計上額86,168千円)は市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

2．その他有価証券

	種類	取得原価 (千円)	貸借対照表 計上額(千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1)株式	-	-	-
	(2)債券	385,272	385,812	540
	(3)その他（注）	4,900	5,943	1,043
	小計	390,172	391,755	1,583
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1)株式	-	-	-
	(2)債券	1,837,819	1,822,867	△ 14,952
	(3)その他（注）	1,008,068	1,007,206	△ 862
	小計	2,845,887	2,830,073	△ 15,814
合計		3,236,059	3,221,828	△ 14,231

(注) 投資信託受益証券であります

3．当事業年度中に売却したその他有価証券

	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
投資信託	108,037	7,652	23

第32期
（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

１．満期保有目的の債券

区分	貸借対照表計上額(千円)	時価(千円)	差額(千円)
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	744,922	753,515	8,593
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	-	-	-
合計	744,922	753,515	8,593

２．子会社株式
子会社株式(貸借対照表計上額86,168千円)は市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

３．その他有価証券

	種類	取得原価(千円)	貸借対照表計上額(千円)	差額(千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1)株式	-	-	-
	(2)債券	1,875,271	1,891,513	16,242
	(3)その他（注）	7,900	10,562	2,662
	小計	1,883,171	1,902,075	18,904
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1)株式	-	-	-
	(2)債券	-	-	-
	(3)その他（注）	806,518	806,323	△ 196
	小計	806,518	806,323	△ 196
合計		2,689,686	2,708,394	18,708

（注）投資信託受益証券であります

３．当事業年度中に売却したその他有価証券

	売却額(千円)	売却益の合計額(千円)	売却損の合計額(千円)
投資信託	200,000	-	-

（デリバティブ取引関係）

当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

（退職給付関係）

第31期
（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

1．採用している退職給付制度の概要
当社は、確定給付企業年金制度、確定拠出年金制度及び退職一時金制度を有しております。

2．退職給付債務及びその内訳

(1) 退職給付債務(千円)	△ 255,385
(2) 年金資産(千円)	192,751
(3) 未積立退職給付債務(1)+(2)(千円)	△ 62,634
(4) 会計基準変更時差異の未処理額(千円)	1,478
(5) 貸借対照表計上額純額（3)+(4)(千円)	△ 61,157
(6) 前払年金費用(千円)	-
(7) 退職給付引当金(5)+(6)(千円)	△ 61,157

3．退職給付費用の内訳

退職給付費用(千円)	249,207
(1) 確定拠出型年金掛金支払額(千円)	52,404
(2) 勤務費用(千円)	126,511
(3) 会計基準変更時差異の費用処理額(千円)	493
(4) 臨時に支払った割増退職金(千円)	69,800

4．退職給付債務の計算基礎

退職給付の重要性が乏しいことから、退職給付に係る会計基準(「退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会 平成10年6月16日))に定める簡便法による退職給付債務を用いて退職給付引当金及び退職給付費用を計上しているため、該当ありません。

第32期
（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

1．採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付企業年金制度、確定拠出年金制度及び退職一時金制度を有しております。

2．退職給付債務及びその内訳

(1) 退職給付債務(千円)	△ 354,831
(2) 年金資産(千円)	295,087
(3) 未積立退職給付債務(1)+(2)(千円)	△ 59,744
(4) 会計基準変更時差異の未処理額(千円)	985
(5) 貸借対照表計上額純額（3)+(4)(千円)	△ 58,759
(6) 前払年金費用(千円)	-
(7) 退職給付引当金(5)+(6)(千円)	△ 58,759

3．退職給付費用の内訳

退職給付費用(千円)	222,723
(1) 確定拠出型年金掛金支払額(千円)	46,260
(2) 勤務費用(千円)	168,695
(3) 会計基準変更時差異の費用処理額(千円)	493
(4) 臨時に支払った割増退職金(千円)	7,275

4．退職給付債務の計算基礎

退職給付の重要性が乏しいことから、退職給付に係る会計基準(「退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会 平成10年6月16日))に定める簡便法による退職給付債務を用いて退職給付引当金及び退職給付費用を計上しているため、該当ありません。

（税効果会計関係）

第31期 (平成24年3月31日現在)		第32期 (平成25年3月31日現在)	
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳		1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	
繰延税金資産	(千円)	繰延税金資産	(千円)
前受収益否認額	233,446	前受収益否認額	80,176
繰越欠損金	974,852	繰越欠損金	966,686
未払費用否認額	42,625	未払費用否認額	32,126
賞与引当金等損金算入限度超過額	26,968	賞与引当金等損金算入限度超過額	37,004
退職給付引当金損金算入限度超過額	21,796	退職給付引当金損金算入限度超過額	44,832
減価償却資産	18,095	減価償却資産	7,449
資産除去債務	22,173	資産除去債務	16,852
その他	17,433	その他	9,753
繰延税金資産小計	1,357,388	繰延税金資産小計	1,194,878
評価性引当金	△ 1,176,212	評価性引当金	△ 1,092,719
繰延税金負債との相殺	△ 8,720	繰延税金負債との相殺	△ 3,651
繰延税金資産合計	172,456	繰延税金資産合計	98,508
繰延税金負債		繰延税金負債	
資産除去負債会計基準適用に伴う		資産除去負債	△13,226
有形固定資産計上額	△ 19,301	その他有価証券評価差額金	△ 6,668
繰延税金負債小計	△ 19,301	繰延税金負債小計	△ 19,894
繰延税金資産との相殺	8,720	繰延税金資産との相殺	3,651
繰延税金負債合計	△ 10,581	繰延税金負債合計	△ 16,243
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳		2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳	
当事業年度は税引前当期純利益となっておりますが、税務上の課税所得が発生していないため記載を省略しております。		同左	
3. 法定実効税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正		3. 法定実効税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正	

経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法が平成23年12月2日に公布されたことに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算（ただし、平成24年4月1日以後に解消されるものに限る）に使用した法定実効税率は、前事業年度の40.7%から回収又は支払が見込まれる期間が平成24年4月1日から平成27年3月31日までのものは38.0%、平成28年4月1日以後のものについては35.6%にそれぞれ変更されております。なお、この税率変更による影響額は軽微であります。	――

（資産除去債務関係）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 資産除去債務の概要

当社は、本社オフィスに関して、建物所有者との間で貸室賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約上の義務に関して資産除去債務を計上しております。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を17年間(建物の減価償却期間)と見積り、割引率は当該減価償却期間に見合う国債の流通利回り(2.0%)を使用して、資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

	第31期 （自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日）	第32期 （自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日）
期首残高	58,469千円	62,213千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	3,632千円	-千円
時の経過による調整額	1,224千円	1,133千円
資産除去債務の履行による減少額	△1,112千円	△12,429千円
期末残高	62,213千円	50,917千円

（セグメント情報等）

（セグメント情報）

第31期(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)及び第32期(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

当社は「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用(投資運用業)を行っております。また「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っております。当社は、投資運用業及び投資助言・代理業にこれらの附帯業務を集約した単一セグメントを報告セグメントとしております。

従いまして、開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。

（関連情報）

第31期(自　平成23年4月1日　至　平成24年3月31日)

1. 製品およびサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益
本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 有形固定資産
本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

第32期(自　平成24年4月1日　至　平成25年3月31日)

1. 製品およびサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益
本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 有形固定資産
本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

投資信託の名称	委託者報酬	関連するセグメント名
アムンディ・りそな米国ハイ・イールド債券ファンド（ブラジルレアルコース）	949,852	投資運用業及び投資助言・代理業並びにこれらの附帯業務

（報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報）
第31期(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)及び第32期(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

当社は開示対象となるセグメントはありませんので、報告セグメントごとの固定資産の減損損失の記載を省略しております。

（報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報）
第31期(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日) 及び第32期(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

該当事項はありません。

（報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報）
第31期(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日) 及び第32期(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

該当事項はありません。

（関連当事者情報）

第31期(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

１．関連当事者との取引

(1) 当社の親会社及び法人主要株主等

種 類	会 社 等 の 名 称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合	関 係 内 容		取引の内容	取引金額（千円）	科 目	期末残高（千円）
						役員の兼任等	事業上の関係				

親会社	アムンディエス・アー	フランスパリ市	584,711（千ユーロ）	投資顧問業	（被所有）間接100%	なし	投資信託、投資顧問契約の再委任等	運用受託報酬 *1	105,079	未収運用受託報酬	23,404
								委託者報酬 *1	52,734	未収委託者報酬	43,036
								投資助言報酬 *1	8,810	未収投資助言報酬	19,632
								情報提供、コンサルティング料（その他営業収益）*1	351,338	未収収益	88,400
								委託調査費等の支払 *2	177,464	未払金	55,401

（注）取引条件及び取引条件の決定方針等

*1　各報酬等については、当該各契約に基づいて決定しております。

*2　委託調査費等の支払については、ファンドの運用資産の割合に応じた一定の比率により決定しております。

（2）子会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合	関係内容		取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
						役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	エスジーアセットマネジメント(シンガポール）株式会社	シンガポールシンガポール市	-	投資顧問業	（所有）直接85%	なし	アジア地域の運用拠点	清算受取配当金	73,294	-	-

（注）エスジーアセットマネジメント(シンガポール）株式会社は平成24年4月30日に解散手続を終了しております。

（3）兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合	関係内容		取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
						役員の兼任等	事業上の関係				
兄弟会社	アムンディ・インベストメント・ソリューションズ	フランスパリ市	78,077（千ユーロ）	投資顧問業	-	なし	投資助言契約の再委任等	委託調査費等の支払 *1	237,309	前払費用	192,938
										未払金	4,293
兄弟会社	アムンディ・ルクセンブルグ	ルクセンブルグ	6,805（千ユーロ）	投資顧問業	-	なし	運用再委託	運用受託報酬 *2	67,775	未収運用受託報酬	67,387
								委託者報酬 *2	41,357	未収委託者報酬	60,729
								投資助言報酬 *2	18,137	未収投資助言報酬	18,137

（注）取引条件及び取引条件の決定方針等

*1　委託調査費等の支払については、ファンドの運用資産の割合に応じた一定の比率により決定しております。

*2　各報酬等については、当該各契約に基づいて決定しております。

第32期(自　平成24年4月1日　至　平成25年3月31日)

1．関連当事者との取引

(1)　当社の親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合	関係内容		取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	アムンディ エス・アー	フランス パリ市	584,711（千ユーロ）	投資顧問業	（被所有）間接100%	なし	投資信託、投資顧問契約の再委任等	運用受託報酬 *1	98,859	未収運用受託報酬	61,411
								委託者報酬 *1	7,816	未収委託者報酬	7
								投資助言報酬 *1	14,132	未収投資助言報酬	-
								情報提供、コンサルティング料（その他営業収益）*1	196,929	未収収益	29,393
								委託調査費等の支払 *2	181,969	未払金	46,863

（注）取引条件及び取引条件の決定方針等

*1　各報酬等については、当該各契約に基づいて決定しております。

*2　委託調査費等の支払については、ファンドの運用資産の割合に応じた一定の比率により決定しております。

(2) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合	関係内容		取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
						役員の兼任等	事業上の関係				
兄弟会社	アムンディ・インベストメント・ソリューションズ	フランス パリ市	78,077（千ユーロ）	投資顧問業	-	なし	投資助言契約の再委任等	委託調査費等の支払 *1	180,803	前払費用	92,906
										未払金	4,801

（注）取引条件及び取引条件の決定方針等

*1　委託調査費等の支払については、ファンドの運用資産の割合に応じた一定の比率により決定しております。

2. 親会社に関する注記

親会社情報
アムンディ・ジャパン ホールディング株式会社(非上場)
アムンディ エス・アー(非上場)
アムンディ・グループ エス・アー(非上場)
クレディ・アグリコル エス・アー(ユーロネクスト パリに上場)

（一株当たり情報）

第31期 （自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日）	第32期 （自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日）
1株当たり純資産額　2,796.79円 1株当たり当期純利益金額　63.12円	1株当たり純資産額　2,793.69円 1株当たり当期純利益金額　113.36円

なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。 当期純利益　151,493千円 普通株式に係る当期純利益　151,493千円 期中平均株式数　2,400千株	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。 当期純利益　272,076千円 普通株式に係る当期純利益　272,076千円 期中平均株式数　2,400千株

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

(1) 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます)。

(2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます)。

(3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)、(5)において同じ）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ）と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。

(4) 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

(5) 上記(3)、(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5 【その他】

(1) 定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項

該当事項はありません。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

本書提出前1年以内において、訴訟事件その他委託会社等に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第２【その他の関係法人の概況】

１【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

・名称　　株式会社 りそな銀行
・資本金の額　279,928百万円（平成25年3月末日現在）
・事業の内容　銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

・名称　　株式会社 りそな銀行
・資本金の額　279,928百万円（平成25年3月末日現在）
・事業の内容　銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。

・名称　　株式会社 埼玉りそな銀行
・資本金の額　70,000百万円（平成25年3月末日現在）
・事業の内容　銀行法に基づき銀行業を営んでいます。

・名称　　株式会社 近畿大阪銀行
・資本金の額　38,971百万円（平成25年3月末日現在）
・事業の内容　銀行法に基づき銀行業を営んでいます。

２【関係業務の概要】

(1) 受託会社

ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行います。受託会社は、ファンドにかかる信託事務の処理の一部について日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

＜再信託受託会社の概要＞

・名称　　：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社
・資本金の額　：51,000百万円（平成25年3月末日現在）
・事業の内容　：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。
・再信託の目的　：原信託契約にかかる信託業務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社（日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産の全てを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

(2) 販売会社

販売会社として募集の取扱及び販売を行い、信託契約の一部解約に関する事務、一部解約金ならびに償還金の支払に関する事務等を行います。

３【資本関係】

（1）受託会社

該当事項はありません。

（2）販売会社

該当事項はありません。

第３【参考情報】

当計算期間において、ファンドに係る金融商品取引法第25条第1項に掲げる書類は、以下の通り提出されております。

書類名	提出年月日
有価証券報告書	平成25年1月15日
有価証券届出書	平成25年1月15日

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

平成25年６月５日

アムンディ・ジャパン株式会社
取 締 役 会 御 中

あ ら た 監 査 法 人

指 定 社 員
業務執行社員　公認会計士　鶴田 光夫 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているアムンディ・インド・インフラ株式ファンドの平成24年10月16日から平成25年４月15日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アムンディ・インド・インフラ株式ファンドの平成25年４月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

アムンディ・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）１．上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
２．財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

次へ

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

平成25年６月12日

アムンディ・ジャパン株式会社

取 締 役 会 御 中

あ ら た 監 査 法 人
指 定 社 員
業務執行社員　公認会計士 鶴 田 光 夫　印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているアムンディ・ジャパン株式会社の平成24年４月１日から平成25年３月31日までの第32期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、　アムンディ・ジャパン株式会社の平成25年３月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。